

福智町告示第174号

令和5年第4回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月24日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和5年12月1日

2 場 所 福智町議会議事堂

○開会日に応招した議員

浦田 大介君

森野 和彦君

田寄みゆり君

石谷 光信君

橋本 騰馬君

尾崎さつき君

小松 繁信君

木戸 勝正君

朝部 壽君

楠木 静則君

堀江 政洋君

沼口 富生君

高津 鶴己君

木村 幸治君

日比生洋一君

矢野 博文君

原田 幸美君

皆川 高司君

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年12月1日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年12月1日 午前8時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第3号 町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について
- 日程第5 議案第59号 一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第62号 福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第63号 福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 令和5年度福智町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第12 議案第66号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第13 議案第67号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第14 議案第68号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第15 議案第69号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第16 議案第70号 福智町固定資産評価員の選任について
- 日程第17 議案第71号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第3号 町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について
- 日程第5 議案第59号 一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第62号 福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第63号 福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第64号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第66号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第67号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第68号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第69号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第16 議案第70号 福智町固定資産評価員の選任について
- 日程第17 議案第71号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（17名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 浦田 大介君 | 2 番 | 森野 和彦君 |
| 3 番 | 田寄みゆり君 | 4 番 | 石谷 光信君 |
| 5 番 | 橋本 騰馬君 | 6 番 | 尾崎さつき君 |
| 7 番 | 小松 繁信君 | 8 番 | 木戸 勝正君 |
| 9 番 | 朝部 壽君 | 10 番 | 楠木 静則君 |
| 11 番 | 堀江 政洋君 | 12 番 | 沼口 富生君 |
| 13 番 | 高津 鶴己君 | 14 番 | 木村 幸治君 |
| 15 番 | 日比生洋一君 | 16 番 | 矢野 博文君 |
| 18 番 | 皆川 高司君 | | |
-

欠席議員（1名）

17番 原田 幸美君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
税務住民課長	仲村 和宏	健康子育て支援課長	小松 卓美
人権推進課長	福高 教晃	農政課長	白石 輝彦
建設課長	若林 友克	診療所事務長	守田裕一郎
住宅課長	前川 司	生涯学習課長	澤井 秀孝
学校教育課長	田中 智和	防災管理・管財課長	山本 一博
代表監査委員	田丸 孝司		

午前8時59分開会

○議長（皆川 高司君） おはようございます。ただいまより令和5年第4回福智町議会定例会を開会します。欠席者の報告をいたします。原田議員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 皆様、おはようございます。本日は、令和5年、第4回福智町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御参集くださいまして、誠にありがとうございます。まず初めに、今回、議会運営委員会後に追加議案が生じたことにつきまして、皆様に御迷惑と混乱をおかけし、誠に申し訳ありませんでした。さて、去る10月27日に開催いたしました、上野焼開窯420年記念式典におきましては、御多忙の中、議員の皆様にご臨席賜りこの場をおかりして、厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして、成功裡に式典を終えることが出来ました。また、当日は、大韓民国特命全権大使のユンドクミン氏を始め、日韓議員連盟の幹事長でありま

す武田良太代議士や、日韓親善協会中央会の河村建夫会長をお招きしたことで、上野焼のルートとルートである韓国との、親交を深める機会、貴重な機会になりました。これを機に、国際交流事業の一環として、令和元年度まで実施しておりました日韓交流事業につきましては、来年度から再開する方向で準備を進めていきたいと思っております。今回の提出議案は、報告が1件、議案第59号から議案第70号までと、本日お配りした追加議案の議案第71号をあわせて、13議案でございます。議案の内訳は、条例の一部改正が6件、令和5年度補正予算が4件、工事請負契約の変更が2件、福智町固定資産評価委員の選任が1件でございます。詳しいことにつきましてはその都度、御説明申し上げますので、慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。なお、まちづくり総合政策課の木村課長が本身体調不良のため欠席しておりますので、あらかじめ御了承願います。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。議事日程につきましては、去る11月24日に開催されました議会運営委員会の方針によるものです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日定例会の会議録の署名議員は、9番、朝部議員。10番、楠議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

第4回定例会の会期は、12月1日から12月13日までの13日間としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第4回定例会の会期は本日から12月13日までの13日間と決定しました。一般質問通告者は、12月5日火曜日午後5時までとなっております。お間違いのないよう、お願いします。事前に通告が分かるものは、早めに提出をお願いします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告、まずは、議長報告ですが、私が出席した会議等につきましては、回覧を持ちまして報告とさせていただきます。次は、町長報告を黒土町長お願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それでは、町長報告をさせていただきます。報告は、5件ございます。1つ目は、非課税世帯支援対策についてでございます。先月、11月2日の内閣閣議におきまし

て、住民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり7万円を給付する方針が決定され、さらに、その必要経費を年内に予算化するよう通知がなされております。一昨日の11月29日の国会で関連する補正予算が成立しており、住民税非課税世帯給付金に係る経費について、本定例会で一般会計補正予算を議案上程しております。財源につきましては、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を予定しております。現時点では、国から具体的な内容は示されておられませんので、給付金の時期などについて、皆様にお示しすることは出来ませんが、詳細が決まり次第、広報紙やホームページ等でお知らせいたしますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。続きまして2つ目は、福智町公式LINEの導入についてでございます。政府が進めるデジタル社会ビジョンの実現に向け、福智町におきましては、今年度より、デジタルトランスフォーメーション、これを通称DXと呼びますが、福智町DX推進本部を設置し、デジタル化の戦略、施策の取組を強化して、今日、取組の強化を図ってまいりました。これまで、町の情報発信につきましては、ホームページや広報紙、防災行政無線等により行ってきたところですが、この福智町DX戦略の一環として、福智町公式LINEの運用開始と活用を行ってまいります。一般公開は、令和6年1月を予定しており、町からのイベント情報や防災情報の発信、そして、公共施設の予約をスマートフォンのLINEアプリを活用して行うことができる内容でございます。詳しい内容につきましては、来月、1月号の広報紙にて掲載いたしますが、より多くの町民の皆様が、福智町公式LINEの登録をしていただくよう、町としても努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い申し上げます。また、来年度以降、各種証明書の発行や、学校の欠席連絡をスマートフォンで行うことができるよう、順次整備を進めているところでございます。今後も引き続き、議員の皆様や住民、町職員の声を受け止めながら、行政サービスのさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。続きまして、3つ目は、クラウドファンディング型ふるさと納税制度補助金の実施についてでございます。地域資源を活用した企業や移住交流等を促進するため、今年度、福智町ふるさと納税クラウドファンディング型事業支援補助金に関する要綱を制定いたしました。このふるさと納税クラウドファンディングとは、ふるさと納税をしていただいた方が選ぶ、寄附金の使い道の一つに、応援したい事業への寄附を募るクラウドファンディング、を追加して、全国から特産品開発などの応援者を募り、その財源を事業支援金として交付する新たな制度でございます。町におきましては、地域資源を活用した特産品等の開発を後押しすることは、地域経済の活性化や地元人材の雇用創出を図るだけでなく、重要な財源である、ふるさと納税のさらなる拡充を図る上で、非常に有益であると考えております。こうした地域活性化に資するプロジェクトを実施する企業人に対し、ふるさと納税、クラウドファンディング型事業支援補助金を交付する、町独自の制度でございます。今年度は、福智町とホームタウン協定を締結しているプロバレーボールチームのカノアラウレアーズの関連企業が

開発する、加乃副ウナギ開発プロジェクトに対して、新たなクラウドファンディング補助に向けた取組を進めており、令和6年度当初予算に関連予算を計上する予定でございます。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。続きまして、4つ目は、学校給食無償化の検討についてでございます。小中学生のお子様を持つ保護者にとって学校給食費の無償化は、物価高騰による世帯の経済的負担を軽減するとともに、町における教育環境の充実や、子育て支援を整備する上で、非常に意味があると考え、実現に向けて取組を進めていくことについて、後年度の施政方針で申し上げたところでございます。しかしながら、財源確保の見通しが立っておらず、いささか、実現が厳しい状況であると感じていたところですが、先ほど申し上げました、11月2日に、閣議決定された内容におきまして、国から追加交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を、学校給食費の支援費の財源として活用する方法がないか、関係機関との協議を現在進めているところでございます。今後も引き続き、学校給食費無償化の実現に向けて、検討してまいりたいと考えております。最後に、5つ目ですが、金田、ふれあいスポーツ公園に整備した複合型スポーツ施設のオープンについてでございます。新しい人の流れを生み出す起爆剤となるよう、思いを込め、施設の愛称につきましては、福智ファインドフィールドと命名し、福智町の新たなスポーツ施設の拠点として、12月17日の日曜日にオープンを迎える運びとなりました。当日は、一流の選手たちによるパフォーマンスやキッチンカーなど、オープニングイベントを予定しておりますので、議員の皆様にも、ぜひ御臨席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上をもちまして、町長報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、次は、各常任委員会報告ですが、第3回定例会以降、各常任委員会は開催されていませんので、報告はありません。次に一部事務組合議会報告、まずは、田川地区消防組合議会報告を堀江議員。はい、堀江議員。

○議員（11番 堀江 政洋君） おはようございます。田川地区消防組合議会報告をいたします。令和5年11月29日水曜日、令和5年第4回、田川地区消防組合議会定例会が、田川地区クリーンセンターにおいて開催されました。提出された議案は、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定が1件、条例の改正が2件、令和5年度一般会計補正予算第1号は1件、全て原案のとおり可決、認定されました。詳細につきましては、防災管理・管財課に議案書が、田川地区消防組合より送付されていますので御参照願います。以上で田川地区消防組合議会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川地区斎場組合議会報告を、楠木議員。はい、楠木議員どうぞ。

○議員（10番 楠木 静則君） おはようございます。田川地区斎場組合議会報告します。田川地区斎場組合議会の報告をいたします。令和5年度、第3回田川地区斎場組合議会定例会が、令和5年11月29日に開催されました。報告します。議事としては、令和4年度田川地区斎場組合、歳入歳出決算認定及び令和5年度田川地区斎場組合一般会計補正予算第1号について審議さ

れ、いずれも原案どおり可決、承認されました。以上、報告します。

○議長（皆川 高司君） 次は、下田川清掃施設組合議会報告を小松議員。はい、小松議員どうぞ。

○議員（7番 小松 繁信君） おはようございます。下田川清掃施設組合議会報告をいたします。

下田川清掃施設組合議会は、9月定例会以降開催されておりませんので、報告事項はありません。以上です。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川郡東部環境衛生施設組合議会報告を石谷議員。はい、石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） おはようございます。それでは、田川郡東部環境衛生施設組合議会報告をさせていただきます。田川郡東部環境衛生施設組合議会の報告なんですけども、令和5年田川郡東部環境衛生施設組合議会第4回臨時会が、令和5年10月23日に開催されましたので報告します。議案として一般会計補正予算第3号を定めることについて議案1件を審議され、原案のとおり可決されました。また議案以外にですね建設工事の進捗状況報告や、それから代替地のサッカー場としての活用の検討について、それから田川市長等からの告訴等に対する対応について、それから百条委員会の経過の説明がありました。内容は担当課に行けばですね閲覧出来ますのでよろしくお願いします。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川地区広域環境衛生施設組合議会報告を、朝部議員。はい、朝部議員どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） あらためておはようございます。田川地区広域環境衛生施設組合の議会報告をいたします。田川地区広域衛生施設組合議会は、9月定例以降開催されておりませんので、報告事項はございません。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川広域水道企業団議会報告を橋本議員。はい、橋本議員どうぞ。

○議員（5番 橋本 騰馬君） おはようございます。田川広域水道企業団議会報告をいたします。

令和5年第3回田川広域水道企業団議会11月定例会が令和5年11月27日に開催されました議案としましては、令和4年度田川広域水道企業団水道事業もとい、田川広域水道企業団水道事業会計決算認定についてが1件、原案のとおり認定されました。報告事項として、田原揚水場建設工事の入札結果、田原揚水場電気設備設置工事、田原揚水場機械設備設置工事、金国配水池更新工事の入札結果、白鳥浄水場管理棟建築工事の入札結果についての報告がありました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で、一部事務組合議会報告を終わります。次は、福岡県介護保険広域連合議会報告を田寄議員。はい、田寄議員どうぞ。

○議員（2番 田寄 みゆり君） おはようございます。福岡県介護保険広域連合議会報告を行います。福岡県介護保険広域連合議会は、9月の定例会以降開催されておりません。議会としての

報告事項はそのためにございせん。ただ、11月11日に、介護保険が主催する研修会がございました。これはですね主に、議員となっている方々に介護保険のことを知ってもらいたいという研修会なんです、今回は、介護予防のための取組に対して国から補助金が出ると、ということがお話しされて、ぜひ、それぞれの町でこの補助金をとるための取組を、試みてもらいたいというふうに指導がありました。執行部の方々に、そのことも含めてお願いをいたします。以上です。

○議長（皆川 高司君） 次は、監査報告を田丸代表監査委員。はい、田丸さんどうぞ。

○監査（田丸 孝司君） 監査報告をいたします。例月出納検査及び財務監査を9月25日、10月30日、11月27日に実施しました。出納検査をした結果、預金通帳日計表残高は符合しておりました。次に、財務監査でございますが、各会計関係書類並びに帳簿を監査した結果、事務処理事業の執行は適正に処理をされておりました。以上で監査報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、特別委員会報告、土地活用特別委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長どうぞ。

○議員（16番 矢野 博文君） うん。おはようございます。土地活用員特別委員会報告をいたします。令和5年9月21日及び11月7日に、土地活用等特別委員会を開催しました案件として、福智町と社会福祉法人との土地賃貸借契約等について、執行部より顧問弁護士に相談してもらい、契約状況の説明を受けております。この件については、今後も継続して審査を行いたいと思います。また、9月27日付で森野議員から辞任届が提出されましたので、今後の協議は4人の委員で行っていきます。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 福智町議会議員定数削減特別委員会報告を木戸副委員長。はい、木戸議員どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） おはようございます。議員削減定数特別委員会の報告をいたします。11月7日に委員会を開催し、議員定数について協議を行いました。議員定数については様々な意見が出ましたが、他市町村の状況を調査した上で、今後も引き続き協議を行っていきます。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次に、福智町議会広報特別委員会報告を、朝部委員長。はい、朝部委員どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 福智町広報特別委員会報告をさせていただきます。9月定例会後、9月20日、10月4日、10月23日、11月1日、最後に、11月28日に委員会を開催し、議会だよりの第54号の発行に向けて、頑張っているところでございます。54号につきましては、1月の発行予定とした、いたしております。また、9月29日には、添田町議会の方へですね、広報委員会全員でですね、伺いまして、研修を行いました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で諸般の報告を終わります。議案審議に入る前に、皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては、本会議で審議を行うもの。委員会に付託して審議を行うものを、1議案ごと、会議に諮り、議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお、本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論、採決については、最終日の本会議で、行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、討論、採決については、最終日の本会議で行うことで、議事進行をさせていただきます。

日程第4．報告第3号 町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、報告第3号、町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について議題とします。報告を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 報告第3号につきましては、町営住宅明渡請求に係る訴えの提起についてでございます。町営住宅明渡請求に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第180条第1項及び福智町債権管理条例第9条、第1項の規定により、10月2日付で専決処分したものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げ、本会議定例会での報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を前川住宅課長に求めます。はい、前川課長、どうぞ。

○住宅課長（前川 司君） おはようございます住宅課前川でございます。よろしくお願いいたします。2ページに、町営住宅明渡請求に係る訴えの提起の詳細について、記載しておりますので、御参照いただき読み上げて御報告をいたします。枠で囲っている部分が相手方になりまして件数は1件でございます。滞納月数40月に対し滞納額が82万8,000円でございます。その下1ポツ、要旨でございますが、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、家賃を納付しなかったため、町営住宅の明渡を求めるものでございます。2ポツの趣旨でございますが、1つ目相手方に対し、町営住宅の明渡を求めるもの、2つ目家賃滞納家賃の支払いを求めるもの。3つ目、訴訟費用の負担を求めるものでございます。3ポツ訴訟遂行の方針にありますが、1つ目相手方から滞納家賃を完納する旨の申入れがあり、かつ、履行が認められる場合は和解するものといたします。2つ目、1審第1審または、第2審の判決の結果、必要と認めた場合は上訴するものとするという内容でございます。以上、報告いたします。

○議長（皆川 高司君） 報告が終わりました。ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で、報告第3号について終わります。

**日程第5. 議案第59号 一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第59号、一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第59号につきましては、一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） 総務課の長野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第59号について補足説明をいたします。人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職員及び会計年度任用職員の給与の改定を行うに当たり、福智町職員の給与に関する条例並びに福智町会計年度任用職員の給与及び、費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容といたしましては、月例給が平均0.96%引上げ、期末手当、勤勉手当の支給月額をそれぞれ0.05か月分、合わせまして、0.1か月分引上げ、在宅勤務手当制度を設ける改正が国家公務員を対象になされており、本町におきましても、同様の引上げと、関係条例の一部改正を行うものでございます。補足説明は以上です。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい、おはようございます森野です。人勤に関しては、支給は、1月支給に、なりますか、その辺の回答、よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より御説明申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 引上げ予算の可決後ですね、作業に入りますので、支払いについては4月に遡及して行います。ただし、支払いの期日といたしましてはちょっと年内には間に合わすのが厳しいという状況で年明け、1月の支給を想定しております。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。質疑なしと認めます。

○議長（皆川 高司君） お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6．議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第60号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第60号につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。会計年度任用職員の勤勉手当支給に関する内容等について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備する条例を、制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を総務課長に求めます。はい、総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） はい、議案第60号について補足説明をいたします。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにするため、福智町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに福智町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。補足説明は以上でございます。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

○議長（皆川 高司君） お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 7. 議案第 6 1 号 福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 7、議案第 6 1 号、福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 6 1 号につきましては、福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。印鑑登録証明書の取得方法について、個人番号カードに加え、スマートフォンに登載された利用者証明用電子証明書を利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機からの取得を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい。仲村課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課仲村でございます。それでは第 1、第 6 1 号、福智町印鑑条例の一部を改正する条例の、補足説明をいたします。マイナンバーカードの IC チップに確認をされている電子署名用電子証明書を使用し、本人所有のスマートフォンに新たにスマホ用電子証明書を登載するサービスが、本年 5 月 23 日より開始されております。現在のところ、アンドロイドのみでございますが、デジタル庁におきましては、現在これまで、マイナンバーカードの電子証明書を使用しないと受けられなかったサービスを、スマートフォンを使用するのみで受けられるよう整備を進めているところでございます。コンビニなどに設置しておりますマルチコピー交付サービスにつきまして、本年の末までに対応する予定ということでございます。このため、福智町印鑑条例で規定しておりますコンビニ交付サービスにおける印鑑証明書交付手続の際の本人確認に、スマートフォンを利用して、印鑑証明書の取得ができるよう改正するものでございます。補足説明は以上でございます。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託して、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8. 議案第 6 2 号 福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 6 2 号、福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 6 2 号につきましては、福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。住民票等の取得方法について、個人番号カードに加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機からの取得を可能とし、また、住宅用家屋証明書等の手数料を新たに追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい。仲村課長、どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 議案第 6 2 号福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案第 6 2 号は、先ほどの議案第 6 1 号の福智町印鑑条例の一部改正する条例と同様に、今後コンビニなどのマルチコピー機で証明書を取得する際、スマートフォンに搭載したマイナンバーカード情報を利用して取得できるサービスが開始される予定でございます。このため、スマートフォンに搭載したマイナンバーカード情報を使用し、マルチコピー機で証明書等を取得した場合の料金設定を行うものでございます。このほかに、原動機付自転車標識交付証明書の再交付手数料や、住宅家屋証明書手数料につきましても、料金設定を行うものでございます。補足説明は以上でございます。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託して、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9. 議案第 6 3 号 福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 9、議案第 6 3 号、福智町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第63号につきましては、福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の、軽減措置制度が創設されることとなったため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい、仲村課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 議案第63号福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。議案第63号は、全世帯対応型の持続化可能な社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、国民健康保険の保険税について、令和6年1月1日から、産前産後期間の保険税軽減措置制度が創設されることとなりました。具体的には、国民健康保険の被保険者が出産する場合、世帯主の保険料納付総額から、出産する方御本人分の所得割と均等割を免除するものでございます。対象となる方は、令和5年11月以降に出産、または、出産する予定であられた方を対象とし、令和6年1月1日以降の保険税を減額いたします。補足説明は以上でございます。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10. 議案第64号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第64号、督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を、黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第64号につきましては、督促手数料を廃止するための関係条例の

整備に関する条例の制定についてでございます。税及び保険料等の督促に係る手数料を廃止することにより、納税納付の利便性の向上を図るため、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい。仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） それでは議案第64号督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の補足説明をいたします。少し長くなりますが御了承願います。議案第64号は、町税や保険料使用料等に関して納期限までに納付しないものがあるときに、期限を指定して督促状を発送した際にかかる督促手数料を徴収する規定を廃止するもので、改正内容が同様の内容でございますので、福智町条例、福智町税条例ほか3条例を一括して一部改正を行うものでございます。督促手数料の概要につきまして町民税を例に説明させていただきます。地方税法第329条におきまして、納税者が納期限までに、町民税を完納しない場合、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとして、自治体の督促の意味規定しております。また、第330条では、督促状を発した場合には、自治体の条例に定めるところにより、手数料を徴収することができるとして、督促手数料を徴収するかしないかの判断は、各自治体の裁量に委ねられております。この地方税法の規定を踏まえて、福智町税条例第21条において、督促状1通につき、手数料100円を徴収することを義務づけているものでございます。次に、条例改正に至った経緯背景等につきまして説明させていただきます。1つ目として、令和5年度より地方税の一部について、統一QRコードの導入が全国全自治体に義務化されたことに伴い、延滞金に関わる納付書は別途発送する、発行することを基本とするの方針が国から示されたため、督促手数料を徴収するためには、別途納付書を発送するなどの事務負担及び経費がかかることにもなります。2つ目としましては、督促手数料は、納期限後20日以降に督促状とあわせて納付する督促手数料が加算された納付書を使用してお支払いしていただく必要がございますが、この督促状並びに納付書が届いた後に、当初送付した納付書を用いて金融機関での納付する場合は、金融機関より督促手数料加算の有無確認があり、金融機関で納付書に督促手数料100円を書き込んでいただき、納付していただくか、100円の督促手数料の納付書を送付し、お支払いをしていただいております。また、町民からの問合せの点は、窓口対応業務に多くの時間を費やしている状況でございます。3つ目としましては、これまで金融機関窓口での公金の支払いは原則無料でしたが、全国の金融機関において有料の方針を示しており、総務省通知においても、公金収納事務の効率化や電子化を求められており、今後、有料化になると思われます。令和7年4月から、県内全金融機関で、督促、紙による納付書の窓口、窓口納付について手数料を取りたいという意向を示されております。このような状況を解消するため督促手数料を廃止することにより、手数

料廃止しなかった場合に、督促手数料徴収のためだけに新たに納付書を発送するなどの経費を削減することや、督促手数料徴収に関わるトラブル防止や金融機関窓口業務の簡素化を図ろうとするものでございます。このように今回の条例改正につきましては、納付者が納付しやすい環境づくりの一環であり、引き続き口座振替を第1と、施設のコンビニ収納やスマホ収納デジタル収納サービスによる納付を推進する方針でございますので、さらなる納者の利便性向上を目指すための条例改正を行うものでございます。なお、督促手数料を廃止した場合であっても、今までどおり督促状の送付を行います。以上で補足説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 田寄です。督促の手数料は取らないけれども督促は今までどおり行うということなんですよ。紙も納付をするということなんですよ。そしたら、提案理由の納税納付の利便性の向上を図るところ、今、仲村課長が説明されたことで私は、もう全部そういうのはしないということなのか紙をするとお金がかかるとか、向こうの人が、督促状が来たらそれを、前の分と後の分と間違えたりするということで、もうしないのかなと思ったけどやっぱりするということなんで、そこの納税納付の利便性の向上ということにはちょっと繋がらないんじゃないかなと今思ったんですけどどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その件に関しましても担当のほうより説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 仲村税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 督促手数料を廃止した場合にあったとしても督促状、納付の催促ですね、督促状は送付いたします。ただし、その場合、今までは100円の納付、100円の督促手数料がかかってございましたので、新たに納付書をあわせて送付しておりました。この納付書を発送しないということが可能となります。また、一部金融機関ではですね紙による納付書の納付が全国の都銀でございますが、現在、ありまして、今年度、令和5年度4月から、納付書での窓口での金融機関受け付けはしないと。いうことで表明しております。その場合は、取り扱う金融機関に対して送付する手数料をいただいて、その金融機関で納付することは可能ということにございますので、納付者は例えばA銀行で、納付した場合は、660円お支払いをして、B銀行、取り扱ってるB銀行に、A銀行から送達してもらうという手続を始めているところもあります。ですので、納付書を用いた納付に関しては基本的にはQRコード、電子決済ができるような納付書でなければなりませんので、納付書を何度も送る手間がかかるといったことでございます。それを省くような条例になります。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 督促はするけどもそれは何回もしないということなんですかね。それともう1つ銀行のほうで、振り込みのお金が高くなるので、その分が結局、何か督促料と相殺されるということなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） はい。督促状は、原則1回のみです。納付期限を設定いたしましてそのあと催告状というのを発送いたします。その催告状は、何回か出来ますが、これがある程度納付期限を一定期間置いてですね、催告状に従って納付しなかった場合は、次は、差押えなどの処分をするというような流れになりますので、督促状は1回のみです。以上です。

○議長（皆川 高司君） 課長、手数料を廃止したら利便性が増すか増さないのかどうなんかつちゅうことやからそれを答えたらいいんじゃないか。何か難しいよ。はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 当初に発送しています納付書は、使用期限を設けております。当然その納付期限までですが、この督促手数料の廃止に伴って、使用期限を最大1年間、延ばせることが出来ますので、当初の納付書をお持ちの方がですね督促状をいただいて、納付する場合は、再度発行された納付書を待つことなく、当初の納付書を用いて納付することが可能でございます。現在は、督促状が届いた後は、督促状が届いたときに使う納付書送られた納付書もしくは、100円の督促手数料の納付書、と合わせて納付していただくというような形になります。ですので利便性としては二重納付ですね、1回、そのタイムラグがありますので督促状が届く前に納付してしまった方につきましては、再度100円の納付書を発行して、納付していただく必要がございますので、利便性を図れると思います。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員、利便性が増すつちゅうことでございますんで、いいでしょうか。はい。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11．議案第65号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第65号、令和5年度福智町一般会計補正予算第5号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第65号につきましては、令和5年度福智町一般会計補正予算第5号についてでございます。補正額は5億3,585万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ294億6,543万8,000円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） はい、議案第65号、令和5年度福智町一般会計補正予算第5号の概要について御説明申し上げます。まず、議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,585万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294億6,543万8,000円とするものでございます。次に、第二条繰越し明許費でございます。議案書の5ページをお願いいたします。第2表、繰越し明許費でございますが、記載のとおり、2款3項戸籍住民基本台帳費、社会保障税番号制度システム整備事業、整備費事業、948万8,000円。7款1項商工費、方城温泉ふじ湯の里、源泉ポンプ入替え事業4,723万4,000円。年度内にその支出を終わらない見込みとなっている。事業経費につきまして、地方自治法213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費の限度額を、繰越し明許費として定めるものでございます。それではまず総括的な内容を説明させていただきます。今回の補正予算の歳出の主なものにつきましては、国の補正予算に基づく、住民税非課税世帯等に対する、臨時特別給付金事業、の事業予算として、非課税世帯1世帯当たり7万円を支給するための、3億8,186万5,000円を計上いたしております。また障害者福祉のための自立支援給付、障害児施設措置費の扶助費等による、1億2,310万6,000円の増額、農業振興における県補助事業の追加採択に伴う、7,108万6,000円の補正。保育所運営費委託料の公定価格単価加算等に伴う、3,094万3,000円の増額補正を計上いたしております。なお、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の増減額につきましては、各款項目におきまして、職員配置の状況に応じ、補正する内容となっており、一般会計全体の補正額は935万円の増額となっております。続きまして歳出の主な事項につきまして、予算に関する説明資料に基づいて説明させていただきます。まず資料15ページをお願いいたします。ページ中段、3款1項3目障害者福祉費でございます。12節、委託料、19節、扶助費に、計1億2,310万6,000円を計上いたしております。これは障がい福祉サービスを提供する事業所の増加と、障がいサービス利用者の増加に伴う増額で、財源につきましては、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1の負担内訳となっております。続きまして16ページをお願いいたします。ページ下段、3款1項9目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございます。3節職員手当等から、19節、扶助費まで、3億4,038万1,000円を計

上いたしております。これは国の補正予算に基づき、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付を行うための予算で、5,300世帯への給付を想定しております。なお、扶助費といたしましては、本年度の非課税世帯に対する3万円給付分の執行残3,600万円を減額したことに伴い、3億3,500万円の計上となっております。財源につきましては、全額、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっております。続きまして次ページ17ページをお願いいたします。ページ下段、3款2項4目、子ども子育て事業費でございます。12節、委託料に3,556万8,000円を計上いたしております。これは、保育所運営費委託料に係る、公定価格単価加算等に伴う増額補正で、財源といたしましては、国と県と町が負担し、町独自の保育料無償化関連費用については、福祉基金を充当するものでございます。続きまして20ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費でございます。1節報酬から22節、償還金利子及び割引料まで、7,108万6,000円を計上いたしております。これは県の補助事業の追加採択に伴う予算計上で、地域集積協力金、水田農業DX推進事業助成金、集約化奨励金、堆肥利用拡大ワンヘルス推進事業、県産飼料生産機械導入支援対策事業に係る予算を計上するものでございます。最後に、次ページ21ページをお願いいたします。7款1項2目観光費でございます。13節使用料及び賃借料、並びに14節、工事請負費を合わせて、4,723万4,000円を計上いたしております。これは、不具合が生じていた方城温泉ふじ湯の里の第1号源泉ポンプの入替えが必要となったため、調査用ポンプのレンタル使用料と、新たなポンプの更新費用、を計上したもので、更新用ポンプの製作が受注生産でありますので、発注後10か月程度の期間を要することに伴い、繰越し明許費を定めるものでございます。以上が歳出補正の主な内容でございます。なおその他の歳入歳出につきましては、議案説明資料6ページ以降の歳入歳出事項、事項別明細書を後ほど御参照くださいますようお願いいたします。以上で議案65号の説明を終わらせていただきます。御審議の上御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

○議員（16番 矢野 博文君） 議長、トイレ休憩をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はいじゃ、ここでトイレ休憩で、十分20分に再開します。それでは暫時休憩20分まで。

日程第12. 議案第66号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（皆川 高司君） それじゃ、再開します。日程第12、議案第66号、令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第3号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第66号は、令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてでございます。補正額は93万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ28億7,171万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。歳入は、一般会計繰入金増額の増額、歳出は人件費及び前年度交付金の返還金の増額と積立金を減額するものでございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13. 議案第67号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第13、議案第67号、令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第67号は、令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてでございます。補正額は41万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億4,319万3,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。再任は、一般会計からの人件費等の繰入金の増額、歳出は、人件費

の増額でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第 14. 議案第 68 号 令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算
(第 3 号) について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 14、議案第 68 号令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 3 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 68 号は、令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 3 号についてでございます。補正額は 36 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 億 6,079 万 5,000 円とするものでございます。補正内容につきましては人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。歳入は、歳入欠陥補填収入の増額、歳出につきましては人件費の増額でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15. 議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（皆川 高司君） 日程第 15、議案第 69 号工事請負変更契約の締結についてについて、

議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第69号につきましては、工事請負変更契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。概要としましては、令和5年度社会資本整備総合交付金事業湧湊団地E棟、住戸改善工事1工区、外壁、屋上、改善工事に係る工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしく。お願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を前川住宅課長に求めます。はい。前川課長。

○住宅課長（前川 司君） 住宅課前川です。議案第69号工事請負変更契約の締結についての、詳細につきましては、議案の中段より、下の部分に記載しておりますので、読み上げて説明いたします。1ポツ、契約の目的です。令和5年度湧湊団地E棟の住戸改善工事、1工区の外壁、屋上改善工事、請負変更契約の締結についてでございます。2ポツ、契約金額、変更前、4,813万6,000円、変更後5,594万6,000円。増額分としましては781万円でございます。3ポツ、契約の相手方です。住所は田川郡福智町弁城1638番地25、有限会社渡辺代表取締役、渡辺誠二。4ポツ、変更理由でございますが、外壁劣化補修の数量及び工法変更でございます。続きまして、ページめくっていただきまして、2ページですね、議案説明資料の工事概要について記載をしております。1ポツ、主な変更内容ですが、外壁改修工事において外壁吹付け改修工事の塗膜浮部補修、ひび割れ補修、モルタル浮き部補修、欠損部補修、爆裂部補修工事の各種数量変更及び工法変更でございます。2ポツに概要図、を添付とありまして、3ページ以降ですね、ここに記載の概要図、添付しておりますので、御参照願います。説明については以上でございます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。はい、田寄さん、田寄議員。

○議員（2番 田寄 みゆり君） はい、すいません今説明をしていただいたんですけど、つけてある4ページから先のこの図ですね、これ私こんなに詳しい図をつけて、議会に出てきたの初めて見たんですけども、よかったらこの図についてちょっと説明をしていただけたら助かるんですけど。この図、この図のね見方がちょっとよく、例えばこのひびが入ってるのとかね、見たら分かるんだけど、後ろのほうの何か、こんなの、わっと出ているけど、これ一ちょっとよく見てね、どこが悪いのかちょっとよくわからなかったんですよ、これ、教えていただけたら助かりますけど。

○議長（皆川 高司君） 前川住宅課長。

○住宅課長（前川 司君） はい概要図、ですが劣化部分についてですね、記載をしております、内容的にはですね、左、図面左上にですね、クラック分と書いているところとかですね、モルタル浮きと書いている部分とかですね、補修箇所の内容については、左上に記載の内容の図面となっております。数字があったの箇所ほうのですね、数字等になります。

○議員（3番 田寄 みゆり君） モルタル浮きのところですけども、この下の番号書いている四角の中の番号書いているところがそれに当たるということですかね。

○住宅課長（前川 司君） ここに、小さいのにいっぱい番号が書いてあるけどそれが、そのモルタル浮きしているというところで見るとですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、住宅課長。

○住宅課長（前川 司君） はい、そのとおりでございます。大きさについては補修の大きさをあらわしているものでございます。

○議長（皆川 高司君） いいですか。

○議員（3番 田寄 みゆり君） この図を見ただけで、ちょっとどこが悪いのかがよく私にはわからなかった。すいません私素人なんで、申し訳ないですけど、ここのところがちょっとよくわからないので、どこの中の図のどこが悪いのかというのを、欠損分、どこが欠損しとるのかちょっとよくわからなかったです。すいません。

○議長（皆川 高司君） 詳しく聞きたかったら田寄議員、行ってください。いいでしょうか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16．議案第70号 福智町固定資産評価員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第16、議案第70号福智町固定資産評価委員の選任について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第70号につきましては、福智町固定資産評価委員の選任についてでございます。令和5年7月1日付けの人事異動に伴い、福智町固定資産評価委員に、税務住民課長の仲村和宏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はございませんか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 7月1日付けの人事で、人事異動ということでもありますけれども、であるならば本来ならば、9月議会が既に終わっておりますけれども、あったのに、そこでどうして、かけなかったのか12月に何で遅れたのか、お尋ねしたいと思います。それから、固定資産評価委員会というのは、その間、開催されてなかったのかどうなのか、あわせて御説明願います。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 7月議会、7月に人事異動に伴い、固定資産評価委員を9月議会に選任しなかったのかという質問についてでございますけれども、これは単純に失念があったのじゃないかというふうには感じております。御容赦願いたいと思います。その他の部分については、担当課のほうより説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。いいでしょうか。はい、税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 固定資産評価委員会につきましては今時点ではまだ、今年度は開催しておりません。来年以降、年明けに行う予定になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については、委員会付託を省略し、本会議で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、委員会付託を省略し、本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論、採決については最終日の本会議で行います。

日程第17. 議案第71号 工事請負変更契約の締結について

○議長（皆川 高司君） 日程第17、議案第71号工事請負変更契約の締結について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 第71号につきましては、工事請負変更契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。概要といたしましては、令和5年度一般単独事業弁城ダム浚渫工事1工区に係る工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を若林建設課長に求めます。はい。若林課長。

○建設課長（若林 友克君） 建設課の若林です。よろしくお願いします。議案第71号工事請負変更契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。変更の目的といたしまして、令和5年度一般単独事業で弁城ダム浚渫工事1工区の請負変更契約の締結でございます。契約金額につきましては、変更前、税込みで4,585万9,000円、変更後で33万4,900円、増額額といたしまして1,206万5,900円となります。契約の相手方といたしましては、住所、福智町金田704番地、中川建設株式会社代表取締役、中川幸二であります。次に変更の理由であります。地盤改良の変更及び改良圧の変更に伴う浚渫工事増工のためとなります。詳細につきましては2ページ目をお開きください。工事概要ですが、変更内容が仮設道路、当初は、延長403.3メートル、変更後、429.5メートルとなります。26.2メートルの増構造となります。碎石舗装、当初が231.3メートル、変更後は123.5メートルとなり、変更後、若干の107.8メートルの減となります。地盤改良といたしまして改良圧2メートル以下が、当初、4,366立米で計画していましたが、変更後1,887立米となりまして、2,479立米の減となります。地盤改良、換えるやつ2メートルから4メートル、が当初、0でありましたが、変更を3,488立米となりました。浚渫工、それに伴う浚渫工ですが当初、0でしたが、変更後1,091立米となります。補足資料として、位置図を3ページ、平面図を4ページに添付していますので御参照ください。補足説明は以上となります。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。はい。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 2点お伺いしたいと思います。まず昨年度も、昨年度工事が既に行われておりましたけども、昨年度工事としてですね、今回、令和5年度工事で、第1工区だけが今回増額補正ということ、増額契約ということでありますが、それ以外の、第2工区、あるいは第3工区あったかどうか覚えてませんが第2工区の増額契約というのはなかったのかどうか。これは業者側の申出によって行うのかどうかということと、それからもう1点、この設計積算といいますか、前年度の設計積算に基づいてやったのでこういう数字が大幅に変わったのか。今回、設計の積算をやり直した結果でも、こうなったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。若林課長。

○建設課長（若林 友克君） 高津議員の質問にお答えします。まず2工区の変更ですが、1工区は仮設道路の工事となります。2工区、3工区、あと4工区ありますけど、その点につきましては浚渫工事となっておりますので、まだ現在、行ってますので、また変更は出ていません。それと、積算なんですけど、昨年度から始まって、工事着工してますけど、今年度地盤がですね、想定し

た2メートル、地盤改良より思ったより深く、地盤改良を行わなければ工事が出来ませんでしたので今回の変更となっています。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ということは、第1工区はこれでも工事が終了しての精算というか、ということであと2、3、4については今、工事中だという理解でいいわけですか。はい、わかりました。

○議長（皆川 高司君） はい。若林課長、いいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

_____ . _____ . _____

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

皆様に申し上げます各委員会の日程は、4日月曜日に総務文教常任委員会、5日火曜日に厚生常任委員会、6日水曜日に産業建設常任委員会、7日木曜日と8日金曜日は予備日となっています。本会議は、11日月曜日と12日火曜日を、一般質問13日水曜日を最終日としております。また、12月議会定例会により変更になりました、一般質問通告書の受付締切日が12月5日、火曜日の厚生常任委員会開催日の午後5時までとなっておりますので、再度お知らせしておきます。お間違えのないよう、よろしくお願いします。本日はこれで散会いたします。

午前11時04分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和5年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和5年12月11日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和5年12月11日 午前8時58分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

出席議員 (16名)

1 番 浦田 大介君	2 番 森野 和彦君
3 番 田寄みゆり君	4 番 石谷 光信君
6 番 尾崎さつき君	7 番 小松 繁信君
8 番 木戸 勝正君	9 番 朝部 壽君
10番 楠木 静則君	11番 堀江 政洋君
12番 沼口 富生君	13番 高津 鶴己君
14番 木村 幸治君	15番 日比生洋一君
16番 矢野 博文君	18番 皆川 高司君

欠席議員 (2名)

5 番 橋本 騰馬君	17番 原田 幸美君
------------	------------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博		

午前8時58分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。定刻より少し早いようですが、それでは、ただいまより、令和5年第4回定例会本会議第2日の会議を開きます。本日は、欠席議員の報告をいたします。原田議員、橋本議員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日は本会議2日、一般質問を8名の議員より通告を受けておりますので、質問に対しては誠意を持って回答させていただきますので、本日はよろしく願いいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。（動議書類を提出）

○議長（皆川 高司君） ただいま、矢野議員ほか1名から地方自治法第103条に抵触した部分に審議を求める動議が提出されました。この案件についての説明を矢野議員に求めます。矢野議員どうぞ。

○議員（16番 矢野 博文君） 規律です。これ、規則やない、規律。いいですか。

○議長（皆川 高司君） はい、規則規律第103条に抵触した部分に審議を求める動議が出ております。矢野議員説明をお願いします。

○議員（16番 矢野 博文君） 第103条、議場に入るものは、帽子、外とう、えり巻き、傘、写真機及び録音機の類いを着用し、また携帯してはならないただし、病気その他の理由により、議長の許可を受けたときは、この限りではない。規律とは、集団の中で行いの基準としてある決り、集団や個人の、在り方は整っている状態、また、一定の秩序や順序、先日、議会初日に襟巻をした議員がおりました。これを、このまま黙って見過ごしていいものかと私は私なりに考えま

す。ただし、自分の物差しではなく、社会に決められたルールが基準だと思います。議長はどのように審議をしてくれますか。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員、ちょっと待ってくださいね。はい。はい、矢野議員の説明が終わりました。この案件について、質疑の方はありますか。ありませんか。はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） その状況によってですね。体の状態が風邪を引いているとか、そういう等々ですね、健康状態に関して、マフラー等ですね、している場合もあるかと思いますが、その本人のですね、健康状態もあるんじゃないかなというふうに私は疑問に思います。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 今の質問に対して、ただし、病気その他の理由により、議長の許可を受けたときは、その限りではないと私は言いました。

○議長（皆川 高司君） はい、今そういうふうに言いましたね。はい、ほかに質疑はございませんか。ありませんか。それではですね、質疑なしと認めます。この動議については、基本認識でございますので、私からの注意事項として、取り扱うことにしてよろしいでしょうか、矢野議員。はい。それでは異議なしと認めて、この案件については、議員必携369ページの会議規則第102条に基づく議会の品位を重んじるという立場から、議員必携370ページ、会議規則第103条のとおり、議場に入るものは、帽子、外とう、えり巻き、つえ、傘、写真機及び録音機の類いを着用し、または携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りではなくなっておりますので、各議員におかれましては、議員控室のロッカー等に保管し、議場に入室していただきますよう、よろしくお願いします。また、今現在、議場に携帯している議員におかれましては、直ちに議員控室に保管してきてください。そういうことで矢野議員、いいでしょうか。はい。それでは今読みました、病気その他の理由により、私の許可を得た者はおりませんので、帽子、外とう、えり巻き、つえ、傘、写真機及び録音機の類いを着用しまた携帯しているものは、議員控室のロッカー等に保管してきてください。ありませんか。はい。それでは矢野議員、そういうことでいいでしょうか。はい。それでは、本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、11番堀江議員、12番沼口議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。御手元に一般質問要旨一覧表を配付していますので、御参照願います。また、議会だより発行のため、写真撮影を行いますので、御協力をお願いします。それでは、一般質問に入ります。今回、8名の方から通告書が提出されています。まずは、木戸勝正議員の一般質問を許可します。はい、木戸議員どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） 木戸議員でございます。一般質問を行います。最初に、各行政区からの要望書、及び、金田第13区の公民館の移転についての、一般質問でございます。最初に、福智町は83行政区がございますが、各行政区からの要望書、陳情書、その他の申請書が、提出された場合は、回答しておりますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 各議員、木戸議員の質問に回答させていただきます。83行政区の中から要望書が上がった場合、陳情書が上がった場合についてはですね、回答につきましては、現在文書で回答をしております。ただ、簡易なものについては、口頭で回答することもございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 私いろいろ、その感じで言うておりましたが、ずっと今私のところは、陳情書をかなり出しております。中でもまだ回答はないところ自体がありますので、それを各課の課長さんは自分とこで気がついた点がありましたら、早急に、教えてもらいたい。また、私のほうに連絡してもらいたいと思います。要望書の関係でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 要望書が多岐にわたる部分についてはですねそれぞれの担当課のほうに催促をしながら、早めの回答をお願いをするつもりでございますのでよろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） はい、それでは第1のほうは、町長よろしくお願いします。引き続いて、第2の、関係でございます。第13行政区の公民館の移転問題について、前嶋野町長のときに、助役、教育長、総務課長、土木課長、住宅課長及び移転先現地に視察を実施をいたしました。移転先は、平原バス停の裏の、移転地の後でございます。残りの土地は、分譲したいという検討をさせてくださいとのことでした。その後、毎年、要望書を提出してきておりますが、町長に検討することでしたが、その後の進行状況を聞きたい。また、現在、今平原公民館いうと、公民館やない集会所になっております。それを呼び名は公民館と言っておりますが、非常に今、厨房の雨漏りとか壁がほとんど傷んでおりますので、それを現在、教育委員会のほうから修理を出しております。今修理中でございますけど、一部は、非常に傷んでおります。たまたまこの前、総務課長、この前、区長会議で、代表者は区長は十何人おります。中で、たまたま私の横に、嶋野前町長がおりました。そして再度確認いたしました。私は、嶋野前町長に、そしたら、木戸議

員が言うたとおりでございますということで、再度確認を、行っております。私は今、あのバス停の裏に、平原公民館と山笠をあそこに移転すると、毎年総会の終わってから、提出書類を提出しております。その中で今の集会場は、二階建てでございますのはそのまま二階建てにしてもらって、議会のほうに子どもの図書、勉強する部屋、そして1階の横に、老人会は生きがい教室、花とかいろいろ植える、そういう場所を少しずつつくってもらって、そしてその横に山笠をする。という希望を出しております。前町長は、わかりましたということで、あと残りは分譲してくださいということで、やってるとそのときの町長も助役は町長さん、ご存じだと思います。だからそれを早急に、検討していただきたい。前の町長は、検討して実施しようとして、自分から、あとの残った土地は、分譲するということで、町長から回答もらっております。それも再度、私はこの前の区長会で、私の横にたまたま嶋野さんが区長の代表者、私も代表ですけど、返事を回答もらっております。木戸議員の言うとおりでございます。町長その関係でですね、今後も、いい条件を検討して、1日も早く、建設してもらいたいと思っております。町長の御意見を聞きたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。13区の公民館、この分の移転先、この分についてはですね、私のほうも考えは変わりません。前の住宅跡地に移転になった場合は、そこに移転するということで考えは変わりません。ただし、公民館を新築してくれってことになると、ほかにもですね、やはり早急に検討しないといけない部分がございます。やはり、金額はかかります。そういう部分を考慮してですね、今は順番でやっていくようになってるんですけども、傷みがひどいところについては、生涯学習のほうからとか手当てをしながら、そういう部分に変わりはございませんが、順番を守っていただければというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 町長、できるだけそういうような検討をお願いしたいと思えます。町長も、そのときは見に来ております。恐らく前町長からもそういう依頼あったと思いますが、それを1日でも早く実行してもらいたいと思っております。住民もみんなそれを期待しておりますので、どうかこの先は、実施できるように検討をお願いいたします。早急に県に、それを出して、補助事業でやっていただきたいと私は考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、町長、もう1回返事、はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員の期待に沿えるようにですね、やっていきますけどもやはり順番は守っていただきたい。資金がかかりますので、その分は考慮したいということでございます。よろしくお願いいたします。はい。

○議員（８番 木戸 勝正君） これで私の一般質問を終わります。よろしくお願いします。はい、お疲れさまでした。

○議長（皆川 高司君） 次は、田寄みゆり議員の一般質問を許可します。はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員、どうぞ。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、３番田寄です。よろしくお願いいたします。まず１点目ですけれども、福智町におけるデジタルフォーメーション推進計画についてお尋ねをしたいと思います。国が進めるデジタル化に伴って議会１日目に町長より、福智町でも、デジタルフォーメーション推進本部を設置すると報告がありました。デジタル化は今後も進み私たちの生活に影響を与え、住民の生活や利便性の向上、あるいは職員の労働条件の改善につながるものであると思います。一方で、デジタル化には、個人情報漏えいや国民監視社会への不安、またセキュリティーの危険性などが存在します。デジタル化について町としての見解を伺いたいと思っております。まず、①の質問ですけれども、福智町におけるデジタルフォーメーション、一般的には、DXと呼ばれているようなものですが、推進本部の目的と役割を、町としてはどうとらえているか、伺いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 田寄議員の質問にお答えさせていただきます。この福智町におけるデジタルフォーメーションの推進計画、この部分については、今私も勉強中でございますので、正しい回答が出来なかったら失礼に当たるという考えに立っております。この詳細につきましては全てですね、うちの担当課長のほうから、詳しく説明させていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課の長野でございます。よろしくお願いいたします。デジタル技術の活用により、行政サービスや、町民の利便性向上につなげていくための体制を整備し、推進することが、福智町DX推進本部の設置目的でございます。町のDX推進に係る基本方針、重要事項につきまして、協議決定を行う役割を担っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員どうぞ。

○議員（３番 田寄みゆり君） すいません思ったより短かったんでもっと長いかなと思ってたんでちょっとびっくりしてしまって、すいません。②の質問にちょっと、では、まだ今からこれから、検討して、勉強されていって、そして皆さんにまたそれをお伝えしていくということでよろしいんでしょうかね。はい。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 現在DX推進計画を策定しております。それから実施計画等を現在、作成するために、ワーキングチームを組織して現在、協議検討を行っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、計画はただいま策定中と、チームをつくって、これから進めていくということで伺いました。②の質問ですけれども、AIの活用や行政手続のデジタル化は、窓口業務の無人化や職員の削減につながるんじゃないかという、心配が考えられます。実際にですね、職員の方からも、仕事をAIにとられてしまうんじゃないかとか、どんどん職員削減が進んでいくんじゃないかというような心配の声を、聞きました。これについてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しましては私のほうからお伝えしたいと思いますけど、やはり行政のサービスというのは、人力によるサービスが基本というふうに考えております。それと、デジタル化が進んだ、この融合した中でですね、やはりサービスを行っていくということを考えておりますので、議員が心配されるような人が減って削減されるんじゃないかという部分については、そういうことはございませんので御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、役場に来なくてもですねこれから手続ができるというのは一見便利なようですけれども、これは窓口の無人化や窓口廃止につながれば町民にとっては不便になってしまうということで、心配をしておりました。今、町長のお答えで、そういうことにはならないということなので、安心はいたしました。何よりですね町民の方が安心して相談できる場所、それからそれが役場の機能ということなんで、それがなくなるということは、町民にとっては大変不幸なことであると思います。ぜひ、そういうことがないようにお願いしたいと思います。次の質問いいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。③の質問に移らせていただきます。2026年3月末までに、住民サービスを国が管理していくという計画が、あります。情報システムを標準化、つまり、国で統一するということなんですけど、これに標準化される20の業務というのは、どういう業務なんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、国が示しております標準化対象業務といたしまして、住民記

録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障がい者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録の20業務でございます。このうち生活保護、児童扶養手当につきましては、福岡県の業務となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。税金や医療、介護、福祉、子育てなど、私たちが日常的に利用しているサービスがほとんど対象となっています。標準化されることで、役場にとってはメリットがあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、この業務が国が提供いたします。標準準拠システム、これによって運用されることによってですね、全国の各自治体がそれぞれ独自の、ソフトウェア等を使って管理をしてきたものが、統一されることになります。そういったDXの基盤整備に係る労力というものが、軽減されるメリットがございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、国が進めるDX計画、デジタルトランスフォーメーション計画ですけれども、自治体業務を国の定める方式に従わせるということ、それが今の標準化であると思うんですけれども、自治体としての足並みを揃え、取り組んでいくとしています。自治体で行われている自治体独自のサービス、今、統一化されることで、労力が軽くなるというふうにお答えいただきましたけれども、自治体独自のサービスとしてはそれは継続していけるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、各業務のオプション的なものにつきまして国が整備をいたします標準準拠システムには一部組み込まれない業務も出てくるかと思いますが、そのサービスの継続ができるような、運用方法の確保というものは、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、この国による情報システムの共通化標準化ですね、住民サービスも標準化させるおそれがあるというふうに言われております。全国の知事会や全国の市長会でも、業務を、行政業務に裁量の余地がなくなるとか、地方の主体性個性が失われると心配しているというのが、新聞報道でされておりました。福智町でも町民のための政策は、だんだんと削減されていくのではないかと心配をしているんですけれどもそれについてはいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員今、④。

○議員（3番 田寄みゆり君） ④の付属質問です。

○議長（皆川 高司君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（長野 士郎君） 標準準拠システムの運用につきましては、必要最小限のカスタマイズ、これは疎結合による、それぞれが独立した形のカスタマイズは可能だというふうな、規定になっておりますので、町独自の住民サービスについては、確保できるように努めてまいります。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ④の3番目の質問です。ただいまそのカスタマイズは可能というふうにお答えいただきましたけれども、このカスタマイズが非常に高価であるというふうに新聞報道されております。福智町の良い政策やサービスを今後も取り入れるためには、制度をですね継続させるということを国に求めていく必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、自治体情報システムの標準化共通化につきましては、令和7年度までに移行をすることを目的としております。したがって、令和6年度に準備をいたしまして、実質的な作業につきまして、移行作業につきましては、7年度に集中するかと考えられます。その6年度の準備段階においてですね、様々な対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。ぜひ住民サービスが減らないような対策を考えていただきたいと思っております。では⑤の質問ですけれども、デジタルトランスフォーメーション推進は、専門的な知識や技術が必要になってまいります。業者に頼ることが多いと思うんですけれども、業者ではなくてやっぱり専門性を持った職員をつくるが必要になってくるのではないかと思います。この職員の育成についてはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、DXの推進に当たりましては先ほど申し上げましたワーキングチームという、チームを組織しております。比較的、若い職員で組織したチームでございます。そのワーキングチーム、によって課題の調査や分析、先進事例の研究などを重ねております。これ各課を横断した形で、それぞれの課が持つ課題解決でありますとか、そういったものを研究しております。内容といたしましては、業務の生産性向上、窓口手続の簡略化、効率化、それから課題解決、町活性化、こういった項目につきまして、職員が主体となって、取組が進められておりますので、その取組の中で、それぞれの個人がスキルアップをしているというふうな感触を得ているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、とてもすばらしい取組だと思いますぜひ、そういう職員の方々がふえることを希望いたします。では、⑥の質問に移ります。はい。便利になる一方で、デジタル化の問題点もたくさん指摘をされております。デジタル化になじまない町民もまた多いと思いますが、そういった町民の方への支援は検討されているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、来年１月から公開予定をしております福智町公式ＬＩＮＥという、スマホのですね、ＬＩＮＥを使った公式ＬＩＮＥなんですけれども、これは２４時間３６５日対応し、オンライン予約、オンライン申請手続、問合せをスマートフォン上で完了できる、持ち運べる役場の仕組みを、現在順次構築してっております。しかしながら、全ての方がスマートフォン等を活用できるわけではありませんので、役場窓口にお越しいただく方々に対しましては、今後、申請や手続の簡略化、おくやみコーナーの設置、等々、ワンストップ窓口化を、に実現に向けた準備を進め、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。一方で、情報技術の格差、ですね、いわゆるデジタルデバイドの解消に向けましては、本年度取り組んでおりますスマホ教室を初めとする事業によって、サポートをしていきたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい。ぜひ、町民の方々に、難しいことなんですけれども、支援ができるような体制をお願いいたします。では⑦の質問に移らせていただきます。マイナンバーカードでの混乱や個人情報の流出などの報道が続いております。福智町でのセキュリティーに対する対策としてはどうなっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長長野さん。

○総務課長（長野 士郎君） 基本的には総務省のセキュリティーガイドラインに沿った運用を行っております。具体的には、マイナンバー利用事務系、総合行政ネットワーク接続系、インターネット接続系、この３つのそれぞれの、接続系につきまして、分離した環境を整えております。アクセスの際には、複数の認証システム、や他の領域との通信を出来ないようにするなどのセキュリティー対策を講じております。またインターネットの接続や、データの取り込みにおきましては、安全が確保される通信、無害化通信のみを許可するというシステムとなっており、福智町公式ＬＩＮＥ等による住民の皆様とのやりとりのデータにつきましても、独立したデーターセンターに格納する仕組みを構築しております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、ありがとうございます。では、⑧の質問ですけれども、災害や停電などでパソコンなど電子機器が使えなくなって、行政サービスが一斉に止まってしまうようなことが今後考えられます。そんな場合の対策、あるいは備えは出来ているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） 現在、各システムを運用するサーバー類につきましては、福岡市内のデータセンターに設置されており、無停電装置、UPSと言いますが、72時間は持続運転可能な非常用発電機等、停電時にも安定運用ができる体制を整えております。役場本庁が停電となった場合は自家発電に切りかわりますけれども、発電機の容量や、老朽化への対応のため、現在発電機の更新も含め、対策の検討を行っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 推進化が進むとやはり、それに伴ってたくさんのが増えてくるので、仕事量が軽くなるかどうかはちょっと非常に微妙なところかなと思います。しかし、デジタル化はね今後ますます進んでいくと思います。それを止めることはもう誰にも出来ないような状況になっていると思います。同時に、たくさんの問題を抱えています。何より、デジタル化は、人々の幸せのためでなくてはなりません。デジタル化によって、仕事を奪われたり、町民の顔が見えなくなったり、町民の訴えや相談が、聞こえなくなったり、そんなことがないように、そんなことがあればですね、デジタル化の意味がないと思いますので、そんなことがないように、ぜひしていただきたいと思います。しかし、デジタル化を進める国の目的は、全ての情報を国の管理下において、同時に、民間企業が保有している個人情報を利用することです。3月議会で、個人情報保護条例が可決されましたけれども、それによって、より民間企業への個人情報提供が行われやすい状況に今なっております。自治体は、住民の個人情報や生活を守る立場にいないといけないと思っております。町民のためのデジタル化推進であることを求めて、次の質問に移らせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では大きな2番目の質問に移らせていただきます。市場小学校、上野小学校、伊方小学校の各学童クラブを民間委託する公募型プロポーザル募集が行われました。関係者の方から、子どもたちに寄り添った業者に委託をしてほしいという希望が寄せられましたので、質問をいたします。①です。まずお尋ねいたしますが、学童クラブを民間に業務委託する理由はどういう理由でしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。この学童クラブの業務委託の件なんですけれども、令和3年度に、保護者会運営によっておいては、業務遂行が困難であるとのことから、専門知識を持った団体に、委託してほしいとの要望書が上がったところでございます。ほかの学童クラブにおいては、保護者会全員が毎年変わる中での運営の難しさに対する声もあったことから、安定した質の高いサービスの実施により、事業を効果的に使うことを目的とし、今回、公開型プ

ロポーザルを行う運びとなったところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） このプロポーザルによって、町が委託業者の方々に最も求めることは何でしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 児童は伸び伸びと安全に学童クラブで過ごせ、保護者は安心して預けることができる環境を整備する、そういうことを求めているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） 子どもたちは伸び伸びと安全に、そして、保護者の方は安心して環境を整えるということで、素晴らしいことだと思います。では三つ目の③の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、プロポーザルですけども、3校全体で1つとして行われるんでしょうか、それとも各学童クラブごとに行われるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 以後の件に関しましては担当課のほうより御説明申し上げたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 健康子育て支援課の小松です。よろしくお願いいたします。実施要領上ですねクラブ単位での参加も可能としておりましたが、今回参加希望した全ての業者が、4支援単位全ての受託を望みましたので、一括で全体で行いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 業者の方が、全体を4単位をまとめてしたいというふうに望んだんですね。では、保護者の方はどういうふうに望んでるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、えーとですね、業者に対しましては選択制を求めました。業者のほうは先ほど述べたように、全ての4単位を希望しております。で、保護者、運営委員の代表の方たちとも会議を重ねてきました。その中で町としては、一括で希望を委託をいただくという形で臨んでいる旨は伝えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） そのプロポーザルの実施のガイドラインの中にそういうふうに、業者の意向を強く、優先するというふうに書かれているんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい。業者の意向を強く要請するというような記載にはなっておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。それぞれの学童クラブにはそれぞれの特色があると思います。そして、地域性もあると思います。ひとまとめにするのではなくて、やっぱり学童クラブごとに丁寧に選考すべきではないかと思うんですけどいかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、各学童クラブを一括で臨みましたが、支援員さんの現場の不足という点もあります。コロナ禍も落ちついてきましたが、今インフルエンザ等も流行っております。支援員不足がなった場合に、一括で業者に委託した場合、その中で支援員さんを回せるというようなメリットもあります。はい。やはり現場を止めることは出来ませんので、そういった部分では、一括で役場としては臨みました。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員、次いでください。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、今のは了解いたしました。では④に移ります。11月29日が応募の締切りでした。応募業者は何社あったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 3社でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。応募業者の経営形態というのをちょっと教えていただくことによって出来ますか。法人であるとか全くの民間の業者とか。

○議長（皆川 高司君） そういうのを、わかりますか、どなた。はい、小松課長どうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、ちょっとその部分は控えさせていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では⑤の質問に移りたいと思います。選考委員会の委員選出基準と選出人数を教えてください。

○議長（皆川 高司君） これも小松課長。はいどうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、公募型、プロポーザル選考委員会設置要綱におきまして、組織構成等を規定しています。人数については定めておりませんが、委員構成は、関係課の役職等の4名、並びに、学童クラブ代表者2名とし、計の6名で今回行いたいと思っております。学童クラブの代表者については、現場の視点から、選考に対して御尽力賜りたい所存でございます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） プロポーザル選考委員会要綱をいただきました。選出されているのは、副町長、総務課長、防災管理・管財課長、学校教育課長、そして学童クラブの代表者となっております。学童クラブからの代表者は、それぞれのクラブから選出されるのでしょうか。1人ではやっぱり責任を押しつけることになりかねないので、複数で、学童クラブの方ですね、選出されるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 今回市場と上野と伊方小学校の学童クラブから手が挙がりましたので、その3学童をプロポーという形でプレゼンを考えております。学童クラブの代表者におかれましては、上野、伊方のほうから各1名出してもらうようにしております。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） そしてちょっと私が気になるのが、役場からの選考委員の方が、男性ばかりなのでちょっとどうかと思っています。今、いろいろ言われてるジェンダー平等の観点からも考えて、そしてまず、子どもたちのお世話をしてくださる業者を選ぶんですから、せめて半数は女性の方を選ぶべきではないかなというふうに思ってますけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、今回4名の方の行政からの役職を選んでおります。ここではですね男女という形ではなくてですね、全体の統括責任者であったり、財政面等の助言指導であったり、小学校との連携であったり、入札等建物が町の財産でありますので、そういった観点から、それぞれの課長という形でしております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 質問は出来ませんのでちょっと意見だけ。やはりでも子供さんを見る目というか、学童の中で見る目は、女性も入れてもらいたかったなというのが希望です。では次に行きます。⑥の質問です。プロポーザルですけどもこれが、密室の中で限られた人により採点が行われ、内容や結果も、業者保護のために公開されないことが多いという印象があります。支援員の方にも話を聞きましたけれども、大体は現状維持でお願いできる場所という声が多い中で、業者によっては、支援員を減らされたりするのではないかという不安の声も聞かれました。保護者の方には、支援員さんや利用料金を変更しないでほしい、今の先生や援助に満足しているので今のままを続けてもらいたい、支援員が減ったり環境が変わると、子どもたちが不安になるのでそのことを心配するという意見が上がっておりました。こういった意見を踏まえ、皆さんの心配をなくすためにも、プロポーザルは、保護者や支援員の方に公開することは出来ないのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） はい、今プロポーザルにおきまして公募開始よりですね、町のホームページに実施要領等は公開しております。また、審査結果におきましては、ホームページ上で公開する予定としています。なお選考委員会に関しましては、福智町情報公開条例第25条第1項の規定より、非公開とするところでございます。議員のおっしゃられる、各学童クラブとの細かな詳細の件ですが、今回のプロポーザルは業者を選定するという目的となっております。業者が決まり次第ですね、準備期間の3月末までの間に、各保護者会が運営している学童クラブとは密な連携を持ってですね、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） プロポーザル方式を実施する上では、公平性や透明性を担保すること、選定委員を明確にすることが重要だと思います。また今回は子どもたちを預ける業者の選定です。生活、遊び、仲間を大事にする視点で、子どもたちの毎日に寄り添い、保護者の生活を支えてくれるという大切な仕事です。これはさっき町長も言われました、もうけよりも子どもたちの人格人権を優先してくれる業者が、選ばれることを願ってやみません。保護者の皆さんもそのことを1番心配しておられました。審査をされる方には、公平公正な審査をお願いして、次に移りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。では大きな3番目、給付されたタクシー券の利用について質問いたします。9月に、70歳以上の町民の方に給付されたタクシー券について、いろいろな意見が寄せられました。商品券はおおむね好評でしたが、タクシー券には苦情がたくさん参りました。町が高齢者の方の支援として行ったことですが、実施に当たっての町の考えをお聞きしたいと思います。①の質問です。令和3年にも、ワクチン接種移動支援として、タクシー券の給付が行われました。このときの利用状況はどうだったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。令和3年5月から令和4年3月まででございますけども、4,945枚の御利用がございました。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、町のほうにはですね、そのタクシー券についてのお問合せとか意見とかいうことはなかったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その件に関しましては担当課のほうからお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） おはようございます。まちづくり総合政策の木村です。よろしくお願いいたします。今田寄議員の御質問は前回のタクシー券のチケット。その際には、特に大きな苦情が出ておりませんでしたけれども、ワクチン接種以外の御利用も大丈夫ではあったんですけれども、やはりワクチン会場への移動だけで御利用されてる方が多かったようにあります。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。じゃ、そのタクシーがどういうふうにな有意義に使われたかという検証は行われたんですね。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） こちらのほうでは、利用された枚数、お配りしたのが1万5,200枚、それに対して利用したのが4,945枚ということで、約32.5%の方が御利用になっていると。で、今言いましたように、当時はワクチン接種会場への移動が主な手段になっておりましたので、買物や通院等での御利用があまりなされていなかったというところがございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では②の質問ですけれども、今回のタクシー券給付の具体的な目的は何だったんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくりの木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 今回のタクシーチケットの配布でございますが、西鉄バスの金田方城線の廃止など、厳しい交通情勢の中、町内外への移動手段の確保、それから維持を行うため、敬老祝い金対象者の方へ、買物や通院等への移動手段確保のための支援を行うとともに、タクシーの利用促進による公共交通事業者への支援を目的としておりました。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。まだ、利用は2月までなんでまだ少しあるんですけど、今の状況では、大体目的は達成されているんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 現時点の御利用状況ですけれども、9月20日から、タクシーチケットを配布しておりますので、9月下旬から御利用が始まっているかと思います。11月末現在で2,748枚の現在御利用があっております。全体の配付枚数からいきますと、まだ10.3%というところで、御利用がまだ進んでいないのかなというふうには感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、③の質問なんですけれども、私のほうに届いた意見ではですね、車を持っているのでタクシーを使うことがない。これも現金か商品券に代えられないのか、使う人に譲りたいけども近所に使う人がいないというような声が多かったです。これに対応することは出来なかったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） タクシーの御利用券につきましては、免許を保有している方に対しましても、今後また免許返納等があるかと思いますので、タクシーの御利用を体験してもらうことや、御家族等での利用を可能としておりましたので、公共交通の利用促進につながるよう配布したところでございます。商品券につきましては、同時期にですね敬老祝い金対象者に１人当たり８，０００円の商品券を配布しているということもありますので、商品券への返還等は考えておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、④の質問です。③の質問は車を持つての方の質問だったんですけど、④はですね車を使わない方から、タクシーを頼んでもタクシーが空いておらず、来ない。予約が出来ない、家族に送迎を頼むしか方法がないなどの声がありました。タクシーが少ない、そして、運転士も不足してタクシーの利用が出来にくい状況になっているということは、令和３年のときにも指摘をされていたと思います。このことを町は把握されていたのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 今田寄議員が言われましたように全国的に課題となっていますように、田川構内タクシーにおいても、慢性的な運転主不足があることは承知しておりました。そのような状況の中ですが、タクシーが来ない問題に関しましては、まちづくり総合政策課のほうにも、住民の方からお声をいただいておりますので、その都度タクシー会社のほうに対して改善を求めているところではございます。ただ、タクシーに関しましては田川地区唯一のタクシー業者となっておりますので、タクシー業者が撤退というような形になりますと、さらに町外への移動が出来なくなる、しづらくなるということもございますので、この機会にタクシーを御利用いただいて、タクシーの存続っていうところを図るところが目的にもありましたので、続けておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） ⑤の質問です。タクシー券についてはですね、厳しい声が多かったんですが、ふく〜るバスについてはですね、すぐ来てくれる親切で使いやすいと、大変評判が良かったです。そこで、今後タクシー券を給付することがあるかどうかわかりませんが、もしまたタクシー券を給付することがあるときに、ふく〜るバスにも使えるチケットにしてほし

いという希望がありましたけれども、これはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい、今言われましたように今後、このようなタクシー券を配付するかということは、現時点ではわかりませんが、福祉バスにつきましては、町内の65歳以上の方1回100円というふうに、安価に設定をしているところでございますので、今後そのようなサービス券等を発行する予定はございません。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） わかりました。そういう意見があったということをお伝えしておきます。はい、高齢者の方ですねこの物価高の中で年金頼みの、あるいは年金では足りずにアルバイトをするなど、非常に厳しい生活を送っている方が多いです。その中で考えられた高齢者へのせつかくのこの支援がですね、有効に生かされないとなれば本当に残念なことだと思います。町民の皆さんに寄り添った支援を今後もお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） ありがとうございます。はい。次は、尾崎さつき議員の一般質問を許可します。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） おはようございます。6番、尾崎さつきです。本日も、一般質問を通告に従いましてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは最初の質問であります。重点支援交付金を、福智町では、どう生かすのか。国から各自治体に、重点支援地方交付金として、福智町には6,390万2,000円が交付されています。これは、食料品価格高騰の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行うものであります。それではお尋ねいたします。町長は、この交付金をどのように生かしていかれるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 尾崎議員の御質問に回答させていただきます。私のほうとしましては、交付金の趣旨のとおり、食料品の価格等の物価高騰に苦しむ町民や事業者の方々に直接的に効果が行き届く、そういう施策を実施していきたいというふうに思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 電気、ガス、ガソリン、灯油などの補助は、来年の4月まで、国が延長されることになっています。今度の重点支援の交付金は、できれば、物価高騰の影響を受けた生活者に対し、プレミアム商品券の発行を検討出来ないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員がおっしゃるとおり、プレミアム商品券の発行も含めてですね、物

価高騰に対し、効果的な施策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 町長より、商品券も含めた検討をしていくという、回答をしていただきました。またこれは、どういう方を対象にされるのかというのも、まだ今から検討されるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そうでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） できれば、今まで支援のなかった方を対象にですね、していただければ、町民の皆様も、また、助かるのではないかと考えております。次に行きます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） 低所得者の支援として、1世帯、7万円の支援、これも、年末は何かとお金がかかるので、年内にも大変かと思えますけれども、年内までに、給付をしていただけるよう配慮願いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。はい。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。住民税非課税世帯に関する給付金7万円につきましては、12月の議会で補正予算で計上しているところでございます。現在では国からの交付要綱が明確に示されておりません。準備が整い次第早急に支給をしたいというふうに考えておりますけれども、事務処理的にですね、年内支給は、現実的なところで不可能でございます。したがって現段階で考えられる最短の支給を、今現在福智町では目指していきたいというふうに考えております。対象者の方に対しましては、申し訳ありませんけれども、詳細が決まり次第、ホームページ等を活用して周知を行っていくという、そういう手はずで行っているところでございます。今後の対応でございますけれども、国からの明確なですね、交付要綱が発せられない限り着手出来ませんので、詳細が決まり次第、早急に周知を行い、支給をしたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 町長のお話だと、国からの明確な要綱がまだ示されていないということでありました。しかし町長の気持ちとしては、いち早く町民の皆様に、配布したいという思いがあるということでもありますね。ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。次の質問をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい。道路不具合の通報はスマホから気軽にできるように、町内

の不具合の道路状況についてお尋ねいたします。福智町では、子どもたちや町民の安全のため、道路の不具合の確認はどのように行っているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その詳細は担当課のほうよりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、若林建設課長。

○建設課長（若林 友克君） 建設課若林です。よろしくお願いします。尾崎議員の質問にお答えします。子どもたちや町民の安全のための道路の不具合をどのように行っているかということで、今現在、職員により、地元確認等を行いまして、小規模な破損等につきましては、職員で対応し、対応が困難な場合は、業者発注を行っています。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい。それでは、町民からの道路の不具合の情報はどのように把握しているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、若林課長。

○建設課長（若林 友克君） 把握につきましては、職員による道路パトロールや町民からの通報等により破損箇所等を把握しております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） それだと、何度も電話のやりとりというか、厳しい、難しい部分があるかと思いますが、把握出来なかったこともあるのではないのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、若林課長。

○建設課長（若林 友克君） おっしゃるとおり電話では、場所がわからなかったり、する箇所もありますので、なるべく現地に行ってですね、早急に対応するようにしてます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 結局、電話ではやりとりがしづらいということで、やはり、不具合を見つけた場合は、町民の方がわざわざ役場のほうに来られて、また不具合をですね、道路の状況を話すという形になってしまいますので、できれば、スマホからだと、リアルに、場所と不具合の度合いを知ることができるので、利便性を感じる不具合通報システムを取り入れてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その件に関してお答えさせていただきます。来年のですね令和6年1月より、福智町の公式LINEというのを運用するようにしております。それで確認、通報がございましたらですね、うちのほうとしましては、マップをですね、実際に、スマホ等で確認できるようになりますから、スマホでですね、質問を受けた場所についての確認をとりながら、いち早

く回答ができるというふうに考えておりますので、この運用について、町民の方々にですね、広報していくという、手筈でございます。

○議長（皆川 高司君） 若林課長は何か補足ありますか。今の件、同じ。

○建設課長（若林 友克君） 今回の町長の答弁にちょっと補足なんですけど、スマートフォンを活用した写真通報につきましては、24時間受け付けを行いまして、の通報内容につきましては道路の傷み等ではなく、防犯灯の球切れや、不法投棄、動物の死骸等も今検討しています。調整しています。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 町長のほうから、来年の1月から実施という形になるわけですね。町民の皆様に、また、実施するときには、わかりやすい説明をしていただいて、また広報紙などでも伝えていただければと思います。それでは次の質問にいつてよろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） 魅力ある観光地域づくりの推進ということで、福智町には魅力ある観光資源が多く、特に420年前に細川忠興公によって始まった上野焼は、国指定の伝統工芸品であります。忠興公より韓国から招かれた尊楷がつくった窯、釜の口は昭和30年に地元の有志の協力によって、発掘調査が10日間行われたとお聞きしています。長い間止まっていた発掘調査が始まるとお聞きしておりますが、これは地元の皆様の期待にこたえることができるのかをお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この釜の口の調査につきましてはですね、10日間ということで行われましたけど、窯の確認で終わっているところでございます。やはり、上野焼にはですね、確固たる文献がございません。その文献整備のためにもですね、この発掘場所を再度確認しながら、どういうふうにこれを生かしていくのか、そういう部分についてですね今調査中でございますので、御理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 現在はまだ確認出来てないということで確認をしていくということとでよろしいんですかね。また、まだまだ発掘調査には時間がかかるということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この窯の口をですね、文化的に保存するのかまた保存の方法なんかでもですね、地元の方々と調整はまだ今現在やっております。この部分についてはやはり地元の方抜きにはですね、やらないということ考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 420年前のものでありますのでとても大事な窯元だと思いますので、慎重にですね、していただければと思います。次に行きます。はいどうぞ。福智町の名の由来になっている福智山は、山に来る方も最近増えています。登山者の中に女性もおります。そういった女性の御意見でありますけれども、山頂付近にトイレを整備出来ないかということではありますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今現在ですね福智山トレッキングガイドブックを見ていただければわかりますけども、山頂付近にバイオトイレというのが設置されておりますので、相談者の方はそちらを御利用いただきたいというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） すいませんちょっと聞こえづらかった、何トイレですか。バイオ。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 微生物を使ってですね、トイレを、糞なんかの部分を分解するという形で、バイオトイレというのが整備されております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 認識がなかったもので、バイオトイレというのがあるんですね、今初めて知りました。ありがとうございます。次の質問に行かせていただきます。国の史跡に指定されている九州最大の横穴古墳群、城山古墳も、トイレ、休憩場所等を整備していただくと。さらに、福智町を訪れた方は、心を豊かにすることができると思うので、町長はどのようにお考えでしょうか。これもバイオトイレでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この古墳群のところのトイレ、これに特化してお答えさせていただきますけども、まず横穴、横穴墓の部分についてはですね、この古墳を見るのに、2時間、3時間という時間がかかりません。短時間でする済むことから、うちのほうとしてはトイレや休憩所の設置は今現在は考えておりません。今後の観光客の要望に応じて、それを展開していくというふうに考えていただければいいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 町長は福智町の観光をどのようにお考えなのかわかりませんが、例えば、この横穴古墳群ですかね、九州最大のものでありますので、福智町にこういう最大なものがあるとお聞きすれば、福岡県内から来る可能性もございます。福岡から1時間かけてこられた場合は、1時間車に乗っていることになりますので、着いたときには、トイレも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃる質問であれば、やはりトイレは検討しないといけないというふうには考えておりますけども、どういうトイレを設置するかというのはまだ検討していませんので、はい、この答弁を、設置についてですね、まず、観光促進という観点からも検討させていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい。それではトイレのほうもですね、検討をしていただきまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい、お疲れさまでした。はい。ここで、20分までトイレ休憩いたします。暫時休憩します。

午前10時10分休憩

午前10時20分再開

○議長（皆川 高司君） うん。はい。休憩前に引継ぎ、再開いたします。次は、沼口富生議員の一般質問を許可します。はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 今日は3点にわたって質問をいたします。まずは第1点は、しつつこいようですが、6月議会に質問しました空き家の問題です。空き家の有効活用と、福智町空き家等解消支援事業による、この評価について少し、お聞きをしたいと思っております。空き家の問題ではですね、担当課長、職員がいろいろ努力をされているということはよく知っております。しかし、どうしてもですね、解決出来ないのは、そのことがありますので、今日は何回目かわかりませんが、質問させていただきます。この空き家の問題について私が言うまでもなく、平成26年に、空き家対策の推進に関する特別措置法が成立して以降、既にもう9年ぐらいは経っておる法律でございます。しかし今でも、ある資料によりますと、全国で220万戸の空き家がまだ存在をしているという状況だそうであります。そこで、何度も何度も質問していますが、空き家の有効活用と空き家等の解消支援事業などによる具体的な内容と評価をお聞きをいたします。まず最初に、空き家バンクの利用等についての問題で、分かれば、今の空き家バンクで登録をされて、再活用、再利用出来た。物件などがありましたら、そしてまた解体などありましたら、報告をお願いをしたいと。もう1点は、特定空き家になるとですね、助言、また、指導はして、代執行などができるようになっております。このことがあったのかどうなのかも含めて、報告をお願いをいたします。さらに、市町村の中にはですね、専門家による空き家相談窓口、そういうものを開設をしているところもあるようでございます。その点について、最初に質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 御質問の件に関しましては、担当課のほうより御説明申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい、まずは空き家バンクの件について、私のほうから回答したいと思います。現在、空き家バンクのほうには登録が142件、12月6日時点で142件、登録があります。申請件数としましては174件、すいませんこれ平成28年4月から運用を開始しておりますので、累積ではございますが、申請は174件、そのうち、142件が空き家バンクとして登録をされている状況でございます。今月の6日現在で、そのうち50件が成約、マッチング出来ているという状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 数字がよくわからなかったんで後で資料ください。次に特定空き家についての助言、指導、代執行、そういうものが行われたかどうかをお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、防災管理・管財課、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、防災管理・管財課の山本です。よろしくお願いいたします。特定空き家の解消につきましては、過去に、代執行を実施後、1件しております。日頃からの、空き家対策、解消に向けての対応といたしましては、基本的にはですね、所有者に対して、自主的な管理撤去を行ってもらえるように、通知等による指導、また助言を行っております。成果といたしましては、平成28年度から令和4年度にかけて、128件の空き家対象となりましたが、同時に、新規空き家が256件の増ということで、解消した件数に対しまして、新規空き家のほうが多いと。結果的に、空き家が増加傾向となる調査結果となっており、また今後につきましても、増加が見込まれるのではないかと、という評価をいたしております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ちょっと内容がよくわからなかったんでまた資料でもいただけたらと思ってます。その次に今相談窓口とかそういうものは開催されておるかどうかを、お聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、お答えします。相談窓口専用の開設というものはしておりませんが、相談のあった件、また電話での問合せ等につきましては、係員が、その都度ですね、説明をし、またはアドバイスを含めて、対応しているところです。また、そのような相談者に対しましては、福岡県が、その空き家の活用サポートセンターというものを開設しております。名前は、イエカツというものでございますが、こちらのほうの相談窓口の御案内、またチ

ラシを配布するそういった対応をさせていただいております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） それ、町としてはしてないということで県の対応がされてるということですね。次に、相続登記が義務化されるということがですね、来年ですかね、来年６月で福智町として、これに対して何らかの対応が必要なのかどうなのかが１点。で、法務局との関係がどうなっているのか、さらに、全国で空き家は８２０万戸あるというふうに言われましたが、国としての法律の改正とか、そういうものが今進んでるのどうか、これはわかりましたら。教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、防災管理・管財課長、山本さん。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 相続登記の申請が義務化になるということでございます。来年度、令和６年の４月から法務省で義務化が実施されるということが決定しております。この件に対して福智町としての対応という部分については特にございませんが、この件に関しましては、空き家を含む、家屋全体、また、土地全体、に係る内容であると認識しております。そういったことから、ただ令和６年４月から、法務省義務化になる、ということですね、法務局において準備が進んでいるものと思います。今後は、福智町と法務局がさらに連携して、今までにない、新たな対応が何があるのかということを、協議していきたいと思っております。また国の法律の進捗状況につきましてはちょっとうちとして、福智町と確認が出来ておりませんが今後、情報収集に努めたいと思っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 別に町としてやる必要はないんだけど、法務局と今後協議をしていきたいと。それと今、全国の空き家に対する国の法律はどうなってるのか、分かったら、分かりません。はい、それじゃいいです。次に、ずっといいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（１２番 沼口 富生君） 今の空き家の最後になるんですけども、地域ではですね、空き家の中で樹木が大きくなったり、草が生えたり、そういうことで、大変困ってる方の話が出てきます。その管理者地権者とも連絡を取れない。これ役場ではですねある程度、管理者とか地権者に、そういう趣旨の助言とか指導とかはしてるというふうに思っております。しかし、どうしてもですね、地域では全くね、手のつかない空き家があります。事実、これをどうするのかというところは、今日の私の最大の趣旨でございまして、町としてどうするのかと、手のつかないところがたくさんあって知ってますかね。だからそれをどうするのかというところで最大限、全てをやるということはそれは出来ないと思います町がですね、権利者の問題とかいろいろあるわけですから、しかし、木がですね、家の中まで入ってきてるとか、草が家の中まで入ってきてるとい

うのは、私も連絡はしましたが、何件か、相当件数があるんじゃないかと思います。そのときに、当該の住民に対してね、きちっとした、連絡はしてるんですけども、事実上何もやってもらってないと、九州電力であれば、枝を切ったりはするんですけども、相手が個人であれば、ほとんど何も出来てないという実情があります。これは町の町民としては大変困っているわけでありますので、町長として何らかの対応が出来ないかということの質問です。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。この、特定空き家等も含めた、空き家等についてですけども、その把握というのが1番、最大のテーマになります。町民あたりとかから、この空き家どうかならないかという部分についてはですね対応が図れるんですけども、やはり、今現在ですね問題になっております先ほど議員がおっしゃいました雑草とか立木の伐採、この分については町のほうで対応をとれていくんですけども、空き家対策推進協議会においてですね、4物件を認定しており継続して、町からの助言指導という部分についてはなかなか進まないのが現状でございます。その分については、より、近所の方々も含めて、この空き家の把握、それと危険空き家の解消につながった部分について対応を、今一度、町としても行っていないといけないというのがございます。町民の方々向けにはですね、固定資産税の通知書とか発送時においてですね、いま一度どうしてもパンフレットみたいなのを渡すわけですけども、それをなかなか確認いただけないという部分があります。そういう部分を、ありますけども、やはり固定資産税の通知書発送時においてはですね、先ほど担当が言いました福岡県の空き家、活用サポートセンターイエカツのチラシ、そういう部分等について、啓発のための、同封をさせていきながらですね、空き家解消に向けて周知を継続していくと、今段階ではその程度しか申し上げることが出来ないところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） そういう趣旨はよくわかります。しかし、現実的にですね、家の中に木がもう倒れ込むような状況も含めてあるわけです。だからそこら辺の部分については地権者が勝手に切るということなんだから難しいんですけども、全く手つかずのままずっと置かれているという状況がたくさんあるんです。だからそれは、最低町がそこぐらいの、木を伐採するとか、そういうことをしてもらえないだろうかと。その費用についてはそれは、相手があれば、そこに請求するということもあるんでしょうけども、全く何もその手のつかないところもあるわけですから、例えばその邪魔になる木だけでも切るとか、草だけで刈るとか、そういうことが出来ないかということのを再度質問します。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その件に関しましては知り得る限りは、やはり立木の伐採とかそういう

部分についてはつなげていきたいというふうに考えておりますので、まず、情報をうちのほうが入手できるようにですね、そのためのチラシを配布しておりますので、やはり通報とか連絡が必要になってくると思います。空き家に対する対応というのは弁護士も含めて、地権者を確認しながらやっていく。地道な作業になりますけども、それを徹底させていただきたいというふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 切ってくれるという話なんですかね。じゃあ、やむを得ない場合については、町として何とかするということでもいいですか。次いいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（１２番 沼口 富生君） 今の答弁聞きましたので２点目に移りたいと思います。これは合併当初からの課題でありました公共物件の統廃合の問題について、具体的に、答弁をお願いをしたいと思ってます。町民の中でですね大変大きな問題、話題になっておるのがですね、旧庁舎、赤池庁舎については図書館に転用というか、利活用出来たわけですけども、保育園の民営化、義務教育学校の設置など、そういう大きな成果は出てると思うんです。まあしかし何らかの諮問委員会などを通じてですね、これらについては対応しているとは思いますが、今後、中央公民館、各分館について、どのような方向でいくのかというところをですね、１番の心配をしております。例えば赤池の中央公民館がなくなって、移転をするということになれば、あそこら辺にはですね、図書館あるし運動場あるんですけども、体育館も老朽化をしますんで、そういう意味では何もなくなっていくという、そういう心配もありますし、診療所が方城に統合されましたし、そういう内容ですね含めて、皆、多くの方が心配をしております。それで今、ここでは中央公民館各分館の在り方について、どういうふうに考えたらいいか、教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 教育長のほうから回答させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、教育長の朝部でございます。よろしくお願いいたします。老朽化された公民館の今後の方針ということでございます。中央公民館、また各分館ともにですね、現在、統廃合を進めております。また公民館につきましては既存の公共施設を利用した新しい中央公民館が完成し、現在の活動が移行した後に、耐用年数が経過したものから順次、解体してこうという計画になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） まだ中央公民館をどこに持っていくとかそういうことは決めたとなっていないということですか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 中央公民館につきましては既存の施設を利用したという形で旧方城支所、また、今残ってるですね、施設等を検討しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 既存の施設というのですね、方城支所並びにコスモス診療所というような形を考えております。保健センターのことですね。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 今の方城支所じゃない公民館を使って、学校、あのお城でしょ、あれかコスモスの方向で、既存のやつを利用したいという方向だと、まだそれは確定ではないということですかね。そこでですねそこにはですね、体育館とか会議室がですねそれぞれ併設をされております。ご存じのようにですね、これは地域の住民にとっては大きな交流の場にもなっておりますんで、この利用状況がね今どういうふうになってるのか。例えばその体育館であればどれぐらい利用状況があって、体育館はなくてもいいのかどうなのかということも含めてですね、そういう対応はされておるのかどうか。公民館とか、例えば中央公民館の会議室とかいうのが会議なんか行われています。その頻度の問題についてどういう把握をしてるのかと。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 中央公民館とですね体育館ちょっと別に考えておりますので体育館のほうを少し説明させてよろしいでしょうか。公民館のほうは前述で説明させていただきましたが体育館につきましては、公民館同様ですね、統廃合を進めておるところでございます。また体育館の移転先はですね方城分館の裏の駐車場に、新築を予定しております。また新しい体育館が完成した後はですね、公民館同様ですね、耐用年数が過ぎたものから順次解体し、する予定となっております。また現在の利用状況につきましてはですね、生涯学習課の澤井課長のほうが説明いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、生涯学習課の澤井でございます。よろしくお願いいたします。まず、体育館の利用状況でございますが、定期利用、毎週ですね、何曜日で決まって定期利用している団体につきましては、旧赤池地区で４団体、旧金田地区４団体、方城地区２団体の計１０団体となっております。体育館年間利用者数としましてはこれ延べ人数になりますけども、２,００９団体で３万８,７８１人ということでございます。公民館につきましてはすいません今ちょっと詳しい数字を持ってませんので、後ほどまたお渡ししたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 今教育長から答弁いただきましたが、方城に大きな体育館を建

てて、それは、あとは旧金田の体育館なり、赤池の体育館については、解体をしていくという話ですよね。だからそれを、今ここに言ってるのは、そのような体育館等、何ていうんですか、会議室も含めてですね一つぐらい会議室をつくった体育館がね、今こうあるわけですけどもそれが、地域の住民にしては多くない、有効なですね、交流の場になってるということで言えば、その解体ということだけで済むのかということをお前は言ってる。だから方城に1か所にそれを1つ持ってきて、あとは何もつくらないということで済むのかということをおちょっと聞いてます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 当然ですねそういった形も検討材料になっております。意見書をいただく統廃合検討委員会でですね意見書をいただいております。その後どうしていくのかという形が当然議題になっております。そういったところからですね、使える耐用年数が過ぎたものからというような、使えるだけですね、使いながらと、順次、状況を確認しながら、進捗していくというような形で考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 今、旧体育館解体だけの話じゃなくて今から先も検討課題であるということでもいいですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 基本的にはですね統廃合の目的は維持管理費の削減というような形がありますので、また新たにつくるといような形であれば、統廃合した意味がありませんので、基本的にはですね、施設を減らしていくということが前提になります。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） いや、私はそこ言ってるんです。だから地域の中で、交流の場に、大きな交流部の場になつとるんで、解体するだけでいいのかということを今、教育長に言ったんです。だからそれは検討していただいて、地域で先ほど使用頻度の問題も言いましたけども、それとの関係もあって、必要やないかという意見もあるかと思うので、ぜひそれは、前向きというたら語弊がありますが、いい方向で検討をね、お願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。

○教育長（朝部 英晴君） まず統廃合の検討という形で施設を建ててですね、すぐ壊すだけじゃありませんので、状況を見ながらですね、推移を見守っていきたいというふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 地域の人たちの意見も聞いてですね、対応していただきたいと思ってます。それと公共物件の統廃合の問題について、最後ですけども、金田小学校の跡地、教室、体育館など、そういうものが、今、何も知らないというのは語弊があるかもわかりませんが、

どのように利用されておるのかということと、今後の対応が決まっておれば、お知らせをいただきたいと。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、金田小学校と金田中学校も4年間ぐらいこう、もう、廃校というような形になっております。現在の状況はですね、活用状況などをまた、今検討している最中ではありますが、また解体などもですね含めて検討も行っているところでございます。まだ方針がですね具体化に決まりましたら、また議会のほうに報告させていただきたいと、思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） だから金田小学校なんかというのは、大きな、教室があったりするわけですので、今、福智町じゃないけれども、いろんなところでは、ビール工場にするとかなんとか、いろいろな対応が出てるじゃないですか。だからそういう活用の仕方があるのかどうなのかということと、もう1点は体育館がですね、今どうなってるんだろうかなというふうに思うんです、あれが新しく使えればですねそれを、とりあえず使っていくとか、いうことになるんですけど、今、体育館の使用はどうなってるんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 学校の廃校の状況につきましてはですね田中課長のほうに説明していただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。学校教育課長。田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 学校教育課田中でございます。よろしくお願いいたします。現在の旧金田小学校の体育館ですが、老朽化等も進み、あと電源等の工事もありますので、使用はしておりません。運動場の方につきましてはサッカー、野球の方とですね、開放しておりますのでナイター設備も含めて使っているところです。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、中学校につきましても同じ理由でですね、体育館のほうは使用しておりません。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） ぜひ大きな建物であります解体するにも大変な金額がかかる部分で、再利用できる部分があればですね、再利用していただきたいと。そういうことを希望として、伝えております。次いいいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（12番 沼口 富生君） 3点目はこれもこれもまた、6月の質問の中で出したんですけ

れども、福智山麓を中心とした地方創生プラン、これプランがどうなってるのかというのを、一つお聞きをしたいと思ってます。前は出来てないということでありましたので、それがそのまま継続というか、まだ具体的になってないということであればそれでも結構でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。現在、広報ふくちの１２月号、この中でですね１ページからずっと上野山麓の活用の方法とか魅力とかそういう部分を掲載させていただいております。特にですね、１０ページから１１ページに、この広報の１０ページから１１ページ、上野山麓についての、今現在進んでおりますプランを掲載させていただいております。やはりここに交流人口をふやすということで、今回１２月号に掲載させていただきました。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） その広報の内容で進めていくということで、いいんですかね。

まだよく見てませんので、よく見させていただきます。それと今どなたかも、今、白糸の滝とか、そういうところ、上野のですね、そういう自然の活かすということで、言われておりました。私も福智山の登山する人とか、その人たちからの要望がありましてですね、白糸の滝をもう少し充実というよりも、利用しやすいようにしたらどうかということも言われました。ただこれは自然をですね、愛する人達にとっては、今のままのほうがいいという人もおるということも聞いてます。さらに福智山の登山道、私あの、足が悪いので登れませんが、あれは何かなんらかのこととも言われております。そして、駐車場、これはもう福智山の登山に行く人なんか土日では、皆さん知ってると思いますけども、たくさん来られております。その駐車場が、今、大変なことになってるという、草も刈られてないところもありますし、駐車場自体が足りないということもありますので、ぜひここら辺についてはですね検討お願いをしたいと。お金がかかることでするので、そう簡単には出来ないと思いますけど、ぜひ要望として出しておきたいと思います。以上で終わります。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、森野和彦議員の一般質問を許可します。はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） はい、議長、おはようございます。森野でございます。今から通告書に従いまして、一般質問させていただきます。まずは、１８歳以下の医療費についてですが、今現在福智町は１５歳以下の医療費が無料でございます。この医療費に関しましてですね、田川の管内では、赤村が今実施をしております。その１８歳以下の医療費について、福智町としてはどういうふうに考えてますか、お聞きいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 森野議員の質問に回答させていただきます。今現在、議員がおっしゃる

ように15歳までは、通院入院等に自己負担なしの医療助成を行っているというのは承知いただいていると思いますけども、この18歳未満の医療費の控除につきましてはですね、県内60市町村中、まだまだ医療費完全無償化にしているのは少ない、なぜ少ないかっていったら1番の大きな問題はやはり、財源の確保という部分になっていると思います。うちのほうもですね、この医療費無償化につきましてはですね、やはり学校給食の無償化とかいう話も出てますけども、これはもう流れとしては仕方がないというよりも、やはりやっていかないといけないという考えのもとに、今行動しております。いち早く無償化をやる団体の中にですね、福智町が入る、うちのほうとしても、近隣の市町村に確認をとりながら、どういう問題があるのかというのは、今現在、確認はやっているところでございます。それが十分に財源も確保出来、医療費の試算等も行い、無償化に向けてやれる準備が整いましたら、議員のほうにも報告させていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。今、町長がおっしゃいました、医療費無料化に関して、検討したいというふうに、状況なんですけど、福智町も今、人口がどんどん減少してます。そういう中でですね、医療費削減は子どもたちとのですね、少子化の対策にもなるし、それを、ふるさと納税のですね、町長の独断のですね、使えるお金をですね、やっぱり利用していただいて、少しでも、人口のですね、減少に抑制をしてもらいたいというのが、私の要望でもあるし、また、福智町がそういう先陣をですね、切っていくことによって、他町村からのですね、人口の流入もなってくるということもですね、踏まえて、その辺をですね、ぜひ、行政として、お考えをお伺いしたいというふうに思ってますが、どうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおりでございます。今下げ止まりになりましたけども、やはり減少が続いているということで、やはり子育て世代の方々の、対しての魅力あるものっていいますと、保育料の無償化、これは実現させていただきました。次に、小学校の学校給食費の無償化、その次に、18歳以下の無償化ということが目の前にぶら下がっております。やはり、人口減の歯止めをかける、そういう部分を含めて、今度は人口増につながる取組というのは、順次やれる分についてはやっていきたいし、いたずらに、それをやるとかじゃなくて、町として、やはり、その財源等のですね、問題が1番なりますけども、やっぱり太い福智町をつくっていきたいと思いますので、やはり実現できるものからは、当然やらしていただくというのが私の考えでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 6月にですね、町長の施政方針においても、子育て支援のですね、

強化というふうに出ています。その中でですね、やっぱり財源のことは一番重要なんですが、18歳以下というのはあんまり、健康な方もですね、たくさんいらっしゃいますので、その辺の財源がですね、通常の医療費よりもですね、そうはかからないというふうには思ってますけど、その辺もですね、含めて、他町村のですね、PRできるような状況でですね、ぜひ実現をしていただきたいと思います。町長、どうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。私も議員のようにですねそういう情報を発信していきたいという考えありますので、やはりできるものからやる、出来ないものには無理をしないということで考えてございます。無理して出来なくなると大変でございますので、ただ、議員おっしゃるように高校生といった健康体の方が多いです。だから医療費も若干かかる子育て世代に関してはですね、やはり医療費はかからないのではないかと、考えは当然でございます。その部分を十分加味した中で、経営計画は進めて行くように考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 無償化がですね、無理な場合でもですね、助成というふうな位置づけもですね、ありますので、医療費の助成、入院費の助成ですね、そういった状況の中で助成をする自治体に関してはですね、他町村も結構あります。県内ですね、近隣でもそうですし、そういう方向性もですね、一つの方向というふうに考えますが、町長どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。他の町村を調べているところとですね、自己負担額を徴収した一部の自己負担額を徴収をして、入院のみの助成が3団体、通院まで助成してる団体が6団体です。福智町同様にですねやっぱり医療費の助成というのはですね、やはり、子育て世代の子どもたち、その分についても、やはり自分としても、検討の中で、それは当然、入れさせていただきたいというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問に移らせてもらいます。イベント事業についてでございます。今年初めて10月21日に開催された、民間の主催のですね、花火、アートイリュージョンin福智町2023についてですね、福智町は後援しております。その大会のですね、花火大会の実施検証はされていますか、町長にお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町としましては実施の検証はまだ行っておりませんが、主催者側がデータ分析を行っておりですね、今月末から来月に報告書をいただくようになっております。で、来場者数、その分の速報値については、資料の提出は受けているという状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（２番 森野 和彦君） ぜひ、検証ですね、していただいて、今後の参考とかですね、できれば、お願いいたします。それから、花火大会にですね、おいて、事前にチケット購入をされた沿線ですね、住民の方がいらっしゃいます。大会直前にですね、主催者側から無料チケットを配布されたという状況がありますが、この無料チケット等を配布してですね事前購入した沿線住民の方は、大変憤慨されています。その中でですね、無料チケットの返金とかですね、あったかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関してですが、詳細は私のほうはわかりませんが、通行止規制などにより、御迷惑をおかけする地域は、無料チケットを配付したとのことで聞いております。なお事前にチケットを購入された方に対する返金も対応しているというふうにも聞いております。この方法につきまして、まだ購入して、無料チケットを配付された箇所におられる方につきましてはですね、主催者が直接お会いして、説明に上がるというふうにも報告が参っております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今の状況はお聞きしたんですがまだ返金はされているという状況の確認はいたしました。それに関してですね、来年の花火大会に関してですが、それも、行われる予定なのか、まして来年は実施しないのか、実施しない場合は福智町独自のですね、ライブ大会が行われるのかどうか、その辺もですね、イベントも予定しているのかどうか、お聞きします。町長、よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この今年行われた花火大会について主催者に確認をとっております。来年度につきましては今回の実績を踏まえ、考慮すると、というような返事はいただいておりますけれども、うちの福智町で開催するという部分については、まだ未定でございます。また、それにかわる花火大会が、よそで行われる場合、町独自の花火大会についてはどうかという部分についてですけれども、今現在のところは予定はございません。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 一応、福智町はですね、毎年、時期になったら、イベントをですねやってきてますが、コロナ禍がですね、２類から５類に移行した段階でですね、イベント等をですね、ぜひ復活させてもらいたいんですが、それも町民の皆様もですね、期待はしております。ぜひ、福智町がですね、来年以降、予算関係においてもですね、よそに負けないような、イベント、も立ち上げてもらいたいというので、町長のお考えをお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） やはりこの花火大会等も含めてですね、やはり交流人口をふやしたいという考えがあります。その中で、これ花火が適切であるのか。もしくは祭りのイベント的な部分がいいのか、そこら辺を含めてですね、やはり、もう一度、交流人口をふやすという取組は、当然、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） はい、次の質問に行きます。教育大綱に関してでございます。教育大綱に関しましては、教育総合会議で意思決定されるものですが、前回、福智町は、第１期福智町教育振興基本計画を策定をされてますが、その策定の内容が、検証をですね、されて、第２期、教育大綱がですね、策定されたと思いますが、そういった検証の評価をして、第２期教育大綱がですね、出来たと思うんですが、その１期の検証評価をお聞きしたいと思ってます。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町教育振興基本計画の検証という点でお答えさせていただきますけども、毎年度、福智町教育委員会評価委員会におきましてですね、点検評価を行っております。令和５年につきましては、３月に福智町教育大綱及び福智町教育振興基本計画の第２期が策定されましたが、第２次の福智町総合計画の基本目標達成に向け、教育分野の方向性を示し、策定されたものとなっております。また、福智町教育振興基本計画は、福智町教育大綱と連動した施策となっておりますので、御理解いただきたいというふうに思ってます。この評価委員会につきましては、毎年実施しております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 福智町基本計画策定の評価委員会の検証内容としてですね、特に問題になった事例とかありませんか。どうぞ。町長。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 教育部門に関しましては教育長のほうに答えさせていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。はい。

○教育長（朝部 英晴君） 教育大綱がですね５年に１度見直すというような形で整備されております。町長部局が見直しますが、このことについて評価、今回特段にですねと評価された毎年毎年、評価委員会開いてですねやっておりますが、ここ近年、今年についてはですね、グローバル化が新たな項目に入ってきました。またそれに伴ってまたコロナ禍ですね、そういった新しい社会情勢の分野が挿入されたという形になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 十分な検証はされたという認識で受け止めております。検証内容

のですね、評価によって毎年の教育施策が変わってくると思いますが、その中でですね、第2期教育大綱の中で、2番目の質問に行かせてもらいます。2番目のですね、質問の中で、教育大綱の中にですね、不登校とかひきこもりの政策がうたわれてないんですが、ほかに何か政策がうたわれておるのであれば、教育長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、教育振興計画っちゅうのはですね教育大綱の具現化をするような方向性を示した計画書ですね、その中にはですね、振興計画の策定に当たりましては、一つとしてですね、いじめ、不登校の推進というふうな文言が入っております。また、内容としましては不登校対策委員会を定期的に開催し、スクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、各学校の相談体制を充実させていくというような形になっております。また学校の取組としましては、家庭訪問、各関係機関とのケース会議、福岡県立大学や、下田川適応教室などの関連機関との連携、また、一部の学校ではオンラインによる、授業の取組などが挙げられております。また、教育委員会としましては、連絡協議会などを各学期に1回開催して、児童生徒の社会的自立を目指して、取組を推薦しているというところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） もう私これ質問でいつもいつもさせてもらってますけど、不登校とひきこもりに関してですね、今現在、本当に深刻な問題です。その深刻な問題をどう教育委員会の現場の学校として受け止めておるのか、どう改善しているのか。改善出来ておるんなら、その状況を説明してもらいたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、不登校といじめはですね、連日新聞報道もありますが全国的にですねもう重大な問題です。また不登校につきましてはですね少し、国のほうの考え方が変わってきてつつあります。必ずしも学校だけが学べる場じゃないというような形で、今考え方がですね、変わってきております。第3の居場所とかいうやり方もあります。またいじめ不登校につきましてはですね毎週1回ですね、またそういった会議を持って、対策各学校に学校長の方針を聞く場を設けております。どうしてもですね学校の責任っていう言葉が適切じゃありませんが、学校の責任じゃないと、家庭にも少し問題があるといったところがですねどうしても穴がほげないといったところで、苦労しているところでございます。学校でできることはですね、スピードを上げて学校で取り組んでおります。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 福智町の不登校は年々増えてます。それも事実ですね。その年々ふえてるのが何で減少出来ないのかと。いうところもありますよね。減少出来ないのは、や

っぱどこか。問題があると、いうふうに理解してますが、その辺はどうでしょう、教育長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 先ほど申しましたが社会情勢、国の考え方も少しですね違ったような方向が変わってきておりますが、一人一人ですね学校で来れてない、欠席に当たってはですね一人一人、把握しております。これが、先ほども言いましたが、学校に責任がある分野と、また家庭に適切じゃありませんが、分野が、子どもたちがおります。そういったところはですねなかなか連絡もととりようがないというような形でですね、のというのが今の現状ですね。そういった形でですね、少しずつは増えておりますがただ、学校に行けないというような子どもたちを今後どうするかというような形はですね、国のほうがおそらく示し今後ですね、示していきながら、県また国と連携しながらですねその対策は打っていききたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問に行きます。3番目ですが、全国学力調査の分析結果をですね、元に、課題の解決を事業、研修等実施すると、学習大綱の教育大綱のですね、中にもうたわれてますけど、学力の関係に関しましても向上していくというふうにうたわれてますが、今年の学力調査に関しまして、非常に成績等がよくありませんよね。その対応を、どうしていつているのか、同した形で改善していくのか、今後ですね、今年の内容も、特に低いです、学力が、その辺をどう教育長としてお考えですか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、学力調査はですね、年に国がやるやつ、県がやるやつあります。また福智町においてもですね4小学校2中学1義務教育、7校あります全ての学校が、特段低いわけじゃございません。そういった形でですね、状況についてはですね校長会に、各学校の状況は伝えております。学校学力のですね学習状況の結果は各学校長に知らせ、分析が行われております。各学校は、その結果を受け習熟度の学習の実施や、ICTの効果的な活用、朝学習や、家庭学習の充実など、取組を行っているというようなことでございます。また先ほど言いましたが教育委員会としましては各学校と連携しながら、校長と連携しながらですねヒアリングを行い、今後どうするんだというような形で、アクションプランもですね、出させておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今年の学力調査結果では、御存じですよね。もう福岡県は全国でもレベルが若干下がってる。そしてなおかつ、筑豊地区の管内は、福岡の県の4地区の中で特に最下位と、そして田川地区といえ、その筑豊地区の中でも特に最下位という位置づけですよ。そういった認識あるでしょうか、教育長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） そういったところですね、そういった認識はもちろんです。

自分のスタンスはわかっておりますが、全ての町内の学校がそういう状況にあるというようなことではございません。その筑豊地区でもですね、上位のほうに学校もありますし、学校によってはですね差異が出てきているというところがございますが、アクションについてはですねどうしてもやっぱり先ほどの前述の話になりますが、不登校の問題、またいじめの問題、学校の教員が休み、メンタルを壊してですね休みに入るというそういった状況があります。またそういったところでもですね地域とともに協力しながらですね教育委員会も連携しながらやっておりますが、学力は学校では基本になりますが、まだそこまでいかない学校もあります。それはそういったところですね、できるところは今現在の精いっぱいのところ対策打っているというところがございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 学力の低下がですね、今、父兄が1番心配してる場所でもありますし、その辺ですね、学校というのは、基本的には、学びの場ですが、やっぱり子どもたちとのコミュニケーションづくりながら、そして、学校生活を送るのがメインだと思います。学力の上昇に関しましてはですね、時間もかかると思いますが、基本的な状況ですね、踏まえて、対処してもらいたいというふうに思ってます。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） 次、4番目行きます。金田義務教育学校前期課程に関してですが、今の、今現在の学習状況をお聞きしたいと思ってます。教育長。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、金田義務教育学校の状況ということでございます。これも前述ですね、説明したところにも少し触れますが、そこ、今現在ですね休みがちの生徒も多いですし、また教師のですね、メンタルダウンが起きております。というのが、不登校、いじめひきこもりに対するですね、取組、また学力をですね、ちょっと上げなきゃいけません、なかなかそこんこまでいってないというのが実情です。また学校の状況につきましてはですね先ほど森野議員から指摘されましたように、落ちついてない学年もあります。また落ちついてない学年につきましてはですね教育委員会としましてはですね、スタッフを増員して、クラスに複数人いる体制をとり、学習指導に当たっているというところがございます。学習の状況としましてはですねインフルエンザの学級閉鎖も多々あっておりますが、そういった学級を除けばですね学習課程はですね十分進んでいると、家庭的にはですね進んでいるということに、と思っておりますが、学力保障がですねできる状況、出来ている状況と教育委員会とすれば、判断しておりますが、また積み

上げが必要な教科書、特にですね、算数などが少人数による習熟度の学習や、複数人が指導する授業として、対応しているというところでございます。またメンタルがですねダウンしてクラスに入れないといった生徒もおりますが、そういった形ですね取り出し授業、保健室授業とかですね、サポート教室を設けてですね、個別に指導しているという状況です。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今私が御質問したのは、今の金田義務教育前期課程の学習状況に對してですが、ある学年に関しては、非常に騒がしいと。授業できる状況ではないというふうに児童からお聞きしています。もうそれはもう教育長も児童からお聞きしていると思いますけど、ある児童にもそういった児童はですね、言ってるのは、勉強したいんだと、勉強したいんだけど、騒がしいと。いう状況でですね、勉強が出来ない、非常に困ってると、いうことは多々聞いてます。その辺をどう認識してますか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、森野議員からですね指摘されてるようですねそういった学年もあります。そういったところにはですね複数体制で臨んでおりますし、またそれでいかない場合はですね、サポート教室、別にですね、分割、授業もやるように今しております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 教育長が答弁するための対応はしてますと言ってますが、実際まだ騒がしいんですよ。その辺の対応をどう考えているのか、そして、要は今、福智町、来年度今度また、学校の先生がたの異動等があります。その内容でですね、やっぱりそのいい先生を引っ張ってこうというこういうわけにはいかないでしょうか。少しメンタル面の強い先生方をですね、ぜひ福智町、引っ張ってくれるように、状況をですね、町長含めてですね、お願いしたいというふうに思ってますが、その辺どう思いますか、町長にお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） １番いいのはすばらしい、いい教師、その部分が、子どもたちを落ちつかせることができるかというのについてはちょっと疑問を感じております。やはり子どもたちに、授業が楽しい、授業に集中できる環境をつくるというのが大事じゃないかなというふうに考えてますので、それに手当とする先生方、そういう部分を外部講師を招く中でやっていただくのも一つの案かなというふうには感じております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） これで私の一般質問を終了いたします。はい、ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。次は、木村幸治議員の一般質問を許可します。はい、木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） １４番の木村です。ただいまより一般質問をさせていただきます。まず、１番目に、１０年後の農業についてということでお尋ねしたいと思います。先週でしたか農協が農業生産はどうあるべきかということでもたどうしなければならないかということで、次世代総点検運動アンケート、（担い手農家将来予想シート）というものを多分、担い手に対して配付されたんだろーと思いますけども、正直まだ提出はしておりませんけども、現在、担い手ということになると数は非常に限られて、赤池市場地区に関しては、水稻関係、主に担い手になれたのは、３名ほどかな、それから野菜関係については、また数名今度新しく新規に、担い手として、認定農家としてなられた方もいらっしゃいますけども、そんな形で農協が具体的にこういうような将来に向けての展望を策定し出したということは非常に明るいニュースだなというふうに思っておりますし、また実施中には関係機関、ＪＡ、それから関係機関、担い手農家、生産組織等が一体となり、対策案を作成するそうですけども、町はどのようにとらえているのか、まず①、町はどのようにとらえていくべきなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、具体的な内容につきましてはですね今後ＪＡとの協議の場が必要になるだろうというふうに考えておりますし、またＪＡにしましても、協議の場を設けるという予定になっていると聞いておりますので、やはり、作り手それと経営する側と、そういう部分の話し合いがですね、綿密に行われるのは一つの案というふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 町においても過去、農業委員会主催だったと思いますけども、農家意向調査という形が行われた記憶がございますけれども、その後それに基づいて農業ビジョン作成というような話もありましたけれども、そちらのほうはどういうふうな形になっているのか今、要旨には記入してませんけども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、その詳細につきましては担当課のほうよりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 農政課、白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農政課の白石です。よろしくお願いします。ちょっと私が来る前の調査で内容的には私もちょっと把握してないんですけど、調査結果については公表しているというふうに聞いております。

○議長（皆川 高司君） 木村議員、どうぞ。

○議員（１４番 木村 幸治君） ２番目としまして水稻栽培農家数と経営規模の変化について、

の将来予想についてお尋ねしたいんですけども、１０年前はどうだったのか、そして現在、１０年後には、どういうふうな状況になっていると予想されているのか。お尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 農家戸数につきましては農業センサスの統計調査より１０年前は６４１戸、現在は５９４戸、１０年後におきましては、農家戸数は大幅に減少すると予想されております。なお経営の規模につきましてはですね町のほうでは把握はしておりません。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 経営規模については把握されてないということですが、農政課のほうについてもこれは、把握されてないでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい、ちょっとそこら辺は把握しておりません。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 農業政策を行っていく上においては、やはり、今の現状の農家戸数は把握されてましたけども、面積あたりもやはり把握される必要があるんじゃないかと。例えば、今赤池市場地区では農地の総面積が過去９０ヘクタールぐらいでした。上野については１８０か、近くあったというふうに記憶しておりますけれども、その中で現在は、米余りということで米の消費が非常に落ち込んでおりますんで、現在、減反政策を行っておりますけれども半分、約農地の半分は減反というような現状になると思います。そうしてみると、市場地区については、約４０から４５ヘクタールぐらいのいわゆる減反面積があるわけです。その中に麦を作り、そしてそのあとに大豆を作って赤池地区においては、農家に対して１０アール当たり５万５,０００円あたりを補填しているわけですけども、今現在その麦大豆を栽培している農家というのは、現在、市場地区においては、多分１０名近く、しかいないんですね、農協が今度アンケートを出してます。将来予想シートというのを、アンケートをとってますけども、多分１０年後には、１０名中、もう、今現在のメンバーでかなり行きますと、もう２、３名しかいなくなる、と私は予想します。また、新規に出てくる可能性はありますけれども、そういった形でやりますと、多分、この農地の確保というのは、維持っていうのは、出来なくなるんじゃないかというふうに思ってます。で、そういった形で多分農協がこの農業将来予想シートというもので多分判断されるんだろうと思いますけども、その結果が出てくると思う。その中で、どういう対策を打たなきゃならないということが多分出てくるんだろうと思いますけども、それに合わせて少ない人数で、広大な農地を維持していくためには、やはり機械の大型化というものも多分必要になってくると思います。今現在、一般的に市場地区においては、３０馬力台ぐらいが、主に大き

なほうの機械で、小さな農家については20馬力台辺りを使用していると思いますけれども、麦の生産を行っている、今、担い手と言われる方は、だんだん50馬力クラスのトラクターを増車しています。その中でやはり1農家当たり、5ヘクタール近く、を栽培をされてるんだらうと思いますけれども、将来的にやはり人数が減ってくると、もっと大型からの機械が必要になってくる可能性が出てくる。それとやはり効率を上げるためには農地の集積っていうのも必要になってくるんだらうと思います。今市場地区それぞれ推計に応じて、半分近く減反してますけども、やはり以前は、集約して、隣接した、休耕地を栽培していましたけども、今ちょっとそれは壊れて、もう分散している状況です。そちらの中で効率化を求めるのは非常に難しいんで、やはり、補助をできるだけまとめて、そして区画を大きくする必要がある、そして、大きな機械で作業を行う効率化というものが出来ないと、福智町の農業は衰退して駄目になってしまう、維持出来ないという形になって、ですから今の現状でいくと水利関係はそれから道路にしても非常に過去、鉱害復旧で昭和45年ぐらいから市場地区が始まりましたけれども、3メートル道路が一般的で、広いところで4名ということで、こういった道路で、例えば、将来今大きな機械でも65馬力が入りますけれども、これが限度です。これ以上大きくなると、まず圃場に入れません。でも、将来を考えたときには、こういう100馬力クラスの機械あたりが入れるような、基盤整備をしていかないと、将来の農業はないというふうに私は思ってます。で、今回の農協のアンケートで、そういう結果が出るんだらうと思いますけども、完全に、ねえ、質問しなきゃなりませんけども、そういう形があるんですね。将来、私は今まで、今述べましたけどそれについて町長をどういうふうに感じられるかお答えいただきたい。

○議長（皆川 高司君） はい町長答えてください。

○町長（黒土 孝司君） 議員おっしゃいました、今からの農業はですね、やはり農業従事者の減少、その他、打開策は何かと言いますと、やはり、大型機械の大型化による少人数での経営と、そういうふうな感じになってくると思いますし、法人化するという手だてもございまして一部伊方のほうではもう法人化が終了しております。やはりそれを何かと言いますと、大型化の機械使って大型農業をやると、米だけにこだわらずに野菜等についても、大型化に向けてやっていく。新規、素人等においてもですね、この農業に参入できるような環境をつくるという手だてが必要になってくるというふうには感じてます。当然、農地につきましても、大型化に向けて、大規模の集積とかいう部分を必要になってくるというのが今からの農業じゃないかなというふうには感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） そういった形で、今町長が述べられたような形で10年後にはもう対応できるようなですね、政策を考えていただきたいというふうに思います。議長次に進み

ます。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（１４番 木村 幸治君） ２番目といたしまして、敬老祝い、いわゆる商品券と福智町にタクシー、シルバータクシー利用券についてお尋ねします。この件につきましては前の議員の方でも質問がありましたけれども、私も７０歳超えて商品券とタクシー券をいただきました。商品券については使えますけれども、タクシー券利用しようと思いましたが、皆さんいろんな方からの御意見聞くと、タクシー頼んでも１時間待ちというような形で利用出来ないという、ことを常に耳にいたします。タクシー券は、先ほど議員もありましたので、具体的な質問内容はもう避けられますけれども、このタクシー券多分２月いっぱい聞いてますけれども、多分、利用されない方が大多数じゃないかと。現在今、こういった件数の御利用、タクシー券利用があつてののかその数字をちょっと教えていただきたい。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 数値等につきまして、担当課のほうより報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。まちづくり総合政策課、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい。今年度、お配りしましたタクシー利用券の利用状況でございますが、７０歳以上の高齢者に６,６６０人の方にお配りしておりますので、配布枚数としましては２万６,６４０枚をお配りしている状況でございます。現時点、１１月末時点の御利用枚数が２,７４８枚というふうになっておりまして、利用率としては１０.３％いうところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 多分非常に利用頻度が低いというふうに表れていると思います。で、このせっかくされたタクシー券、やはり住民の福祉という足の確保ということで出されたんだろうと思いますけれども、やはりせっかく出しても使われなくては何もしないんでね。これを何かほかのね、例えば商品券とか、そういう形に変えて利用できるような仕組みが出来ないものかなというふうに考えるんですけど、そこはいかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 現時点では、未使用のタクシー券を商品券等に交換するというについては考えておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 確かに、一度打ち出した政策はなかなか変更することは難しいんだろうと思いますけれども、実際問題利用されなければ何の意味もないわけで、やはり、ある程度住民のことを考えてと政策ならば、やはり、より効果があるような利用の仕方に変更されるも

のならば、するべきではないんだというふうに思います。私がすぐに言って変更することができるわけでもないでしょうし、細かくは言いませんけども、いろいろ政策の中にはやはり、もう少し、十分状況というものを把握して考えた上で、政策を持っていたきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） これで午前中の一般質問を終わります。午後は、1時からです。

午前11時40分休憩

午後1時00分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは再開いたします。次は、高津鶴己議員の一般質問を許可します。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 13番、高津鶴己です。いつものように、4つのテーマにわたって一般質問したいと思います。まず1点目、ふるさと納税についてであります。2008年度に、ふるさと納税という制度が開始されました。当初は年間総額で、81億円であったということですが、18年度には5,000億、いうことで、2022年度、ふるさと納税の総額は9,654億円ということであります。宮崎県都城市が196億円ということ、4年連続日本一になった。議員として、たしか1月22日だったかな、都城市への視察研修ということは今、企画しておりますので、その辺のところもあわせて勉強していきたいと思います。片や、出ていく自治体として、横浜市は272億円、名古屋市が159億円、大阪市が149億円、川崎市が121億円ということで福岡市でも85億円のふるさと納税が出ていってるという状況のようがあります。そういった出ていく自治体から怨嗟の声が高まっているということで、その辺の声を受けてだと思えますけども、総務省として、ふるさと納税の在り方といいますか、規制についてさらに厳しくなってきたおるように思います。特に、10月1日から総務省の厳しい規制が上がっておりますけども、福智町としては、この規制を全てクリアしているかどうか、まずお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、規制全て対応しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 総務省の規制はクリアしてということで安心しておりますけども、返礼品の調達費は寄附額の30%以下、前は50%とか40%とかいろいろ変わっておるようではありますが、今度の改正では30%以下と、あるいは、全部の全ての経費を含めて、50%以下ということでもありますけども、福智町は大丈夫でしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） クリアは出来ております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 全国平均では、返礼品の調達費が平均で２７．８％、全ての経費が４６．８％という数字もあるようであります。地場産品といいますか、地元の製品、商品、産品を、ふるさと納税の返礼品に充てるとというのが一般的だと思いますけれども、場合によって、マスコミ、時々というかよく出ているのは、産地偽装が行われてるんじゃないかということは報道されております。席上に配付していただきましたけれども、福智町のふるさと納税で実績を見てみますと、福智町独自の商品といいますか、製品ではなくて、もつ鍋だとか、明太だとか、ハンバーグ、あるいは、鰻だとか、そういったもののばかりがベスト３０の中に入っておるようでありますけれども、これはもう、また後ほど言いますが、こういったものについては、地場産品ということの許容範囲に入っておるのかどうなのか、福智町じゃなくて、福岡県内産で、産品ということとでいいのかどうか、ちょっとその辺、御説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課のほうより説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 基本的に福智町内において生産されたもの、または、味つけなどの加工されたものについては、福智町の地場産品というふうに取り扱いができるようになっております。で、今、御質問にあります、それでよろしいですか、もつ鍋の件を答えてよろしいですか。もつ鍋や、水炊き等のお話もありましたが、総務省が定める基準により、福岡県が認定地域資源として認められている返礼品につきましては、福智町でも出していいということになっておりますので、先ほど言われました、後ほど、御説明しますけれども表に入っている、もつ鍋や水炊き等も特に問題なく出せるようになっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） どの市町村だったか忘れましたけれども、何かシャインマスカットが非常に好評で、自分のところの品物でなくて他の県産のシャインマスカットを送ったとかいうことで、新聞問題になったこともありましたけれども、福岡県内であれば、一応クリアっていうか大丈夫だということとでいいわけですね。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 福岡県のほうがですね、品目を決めております。先ほど言いました辛子明太子や、博多和牛、もつ鍋といった品目が１７品目ございます。その品目につきまして、県産品であれば大丈夫ということになっております。ただ議員がおっしゃられていました産地偽装ですね、よそでつくられたものを福智町でつくっているっていうような表記は

しておりませんのでそれについても特に問題はございません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 産地偽装はないということで安心しましたが、ただ、残念ながら、福智町独自のものがベスト３０の中には、ほとんどないというのが残念な気持ちであり、返礼品として、ベスト２０一覧表ということでお願いしておったわけでありましてけれども、全議員の配付していただいたということでありまして、次もし作るとするならば、もつ鍋の大小が何だかんだじゃなくて、もつ鍋ならもつ鍋に、一つでどれくらいかというふうにまとめていただいたほうが、あるいは明太子が、だとかということでこれ、何ていうのかな。ポイントの数によって、商品ごとにやっておりますんで、それをもうまとめていただいてのお知らせ、周知していただいたほうがいいんじゃないかと思います。次回からぜひそうしていただきたいと思います。次の質問ですけども、９月補正で、今年度７５億円という強気のふるさと納税額を見込んでおられます。今まで、直近だと１１月末になるのかと思いますけども、１１月末までの総額は幾らまで上がっておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） １１月末時点の納税額が３８億６，８４１万５，２９２円となっております。で、昨日時点で、昨年の４２億円を超えているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ということはまだ半分強ぐらいという理解なんですけども、３月末までに７５億というのはクリアするのか、あるいは、場合によっては３月補正で減額補正というのがあるのか、いや、もっと強気で増額補正になるのか、その辺の見通しはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 言われますように先ほど１０月からの法改正を受けまして、９月に駆け込みの納税がかなり増えております。９月だけで１９億という数字が上がっておりますので、さらに、１０月、１１月におきましては昨年と比べると５０％というところで、やはり、納税が少し不振に動いているというところはございますが、とはいえ確かに７５億、それまでの８月までの動向を見ますと、大体前年度の倍というか、２２０％増で推移しましたので、７５億円という議員が言われる強気な数字を出してはおりますけれども、今後の推移を見守りながら、３月で修正を図りたいというふうに思っております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ７５億円は達成可能だという意気込みだと理解します。福智町

独自のものはこの中に余りなかったんですけども、新たにふるさと納税の対象品目を希望する、福智町の方ですね、方がおられた場合、ぜひ丁寧な説明というのか、その気になるようなですね、説明をお願いしたいと思います。これはもう答弁要りませんので、ぜひお願いします。次の質問に移ります。公正な競争入札について、質問します。福智町の指名業者の数は、合併当初たしか200社近くあったのではないかと記憶しておりますけども、今現在、何社が、ていいますか、合併当初何社あって、今現在、福智町の指名業者は何社あるのか、お教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 平成18年度におきましては町内建設業者は167社、今現在令和5年現在はですね、102社となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 167社が102社に減っておるということで理解しました。建設業者のランクと、いうのはABCD特Aもあったかな、そういったランクというの、県が行う業者の経営審査とていいますか、経審というのか、で決めておられるのか。あるいは町からの受注実績を加味して、町独自に決めておられるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ランクにつきましては、経営事項審査申請書の数値に工事成績評定書を加算加減し、算定することとなっております。また、町発注の130万を超える工事について、前年、前々年の2か年の工事成績を勘案して決定しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 町は2か年の実績を加味した上で町で決めておられるということで理解します。時々業者社名変更があったり、廃業だとか、新規設立した会社が、あろうかと思えますけども、そういった、社名変更した場合、あるいは新規設立した会社の場合には、ランクはどうなるのでしょうか。前の、引き継ぐのか、新たに最初から、たしか最初Dだったんで、Dランクにするのかどうなのか、教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 社名変更及びについてはランクを引き継ぐこととなります。廃業もしくは新規の業者につきましては、初年度はDランクとなります。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 新規設立の場合には、1番下のランクのDランクということで理解しました。最低制限価格というのを、予定価格を立て、最低制限価格を町長が決めておられると思えますけども、最低制限価格を設定する理由というの、どうして設定するのか教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 最低制限の設定理由につきましては、総務省、国土交通省が推奨しております、ダンピング受注を防止をする目的でございます。過度の低価格入札にダンピングによる受注は、業者の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などを招きですね、当該契約内容の適正な履行を確保出来ない状況となっているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 総務省あるいは国土交通省の指導だということで、たしか昔、コンピューター関係なりなんなりで、１，０００円だったかな１００円だったか、入札という事件があったように記憶しておりますけども、そういったダンピング防止ということで理解しました。かつて、最低制限価格を公表し、くじ引きで落札業者を決めておった時代があったかと思えますけども、この公表をやめたのはどうしてなのでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えいたします。過去に実施した最低制限価格の事前公表については、適切な積算を行わなかった入札業者が受注する事態が生じるなど、入札参加者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じたため、事後公表としたものでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 技術力、経営の面からやめたんだということでありましたけども、かつて最低制限価格と入札価格は全く一致する事例がありましたし、また最近も、何か１件出てきたという話も聞いておりますが、どうしてなのかちょっと、町長、お尋ねをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ６番の質問でよろしいでしょうか。はい。数ある入札におきましてですね、各業者が積算した入札額と、最低制限価格が絶対一致しないとは言いきれません。一致することもありうると思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 一致するというのは、まれにあるということでもありますけども、やっぱり、過去にもあって、今回あるということは、やっぱり少し問題ではないかなと私は思います。次の質問に移ります。５，０００万円以下の場合には、旧町ごとに指名して入札しておるのかどうなのか、あるいは旧町ごとに、業者選定、指名競争、今一般にやっておりますけども、旧町ごとに、業者を選定するのは、例えば、何千万円以下というふうに決めておられるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えします。金額にかかわらず工事案件の近隣の建設業者を指名して

いるのは状況でございますけども、場合によっては旧町の枠を超えて、指名業者を選定すること
もございます。また、競争入札参加者選定委員会で選定した業者を決裁時において変更すること
もございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） じゃあ、旧町ごとを意識することはないと、場合によっては、
旧町の垣根を排除する場合もあるし、あるいは指名委員会で指名した業者を、町長の判断で変更
する場合もあると。それは町長の執行権というのか、裁量権ということでもいいですか。

○議長（皆川 高司君） 町長。答えてください。

○町長（黒土 孝司君） そのとおりでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 裁量権と言われれば、議員がどうこう言うわけにはいきません
けども、やはり公正な競争入札というのを私はやるべきではないかと思っております。８番目の
質問ですけども、５００万円以下の建設工事については、旧町ごとの業者を指名して、指名競争
入札というのは、これは少額であるし、いろいろな県の指導等でも、規制というかが緩やかだとい
うふうに聞いておりますので、旧町ごと、指名競争入札もやむを得ないと思いますけども、これ
より大きい工事については、一般競争入札、特に電子入札ということを採用していけば、より公
正な入札になるのではないかと私は考えております。町長はどうなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この一般競争入札、電子入札に関してはですね、近隣の市町村の動向を
踏まえ、業者の意向も勘案し、必要に応じて準備を進めてまいりたいと考えておりますけども、
また、技術的にその部分までいってない業者が多数あるというのが現実でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 今その時期でないけども、将来は考えていく、検討していくと
いう、一応前向きに検討していくという理解でいいですか。はい。ありがとうございます。町発
注工事の検査結果について、次の発注やランクに反映しておるかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 現在、町発注工事の成績をランクに反映させており、今後も継続してラ
ンクに反映させていく予定でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 私もあの建設工事関係については、ずぶの素人で偉そうなこと
言えませんが、ちょっと経験したことなんですが、道路の舗装工事ですね、通常であれば
わかりませんが、雨が降った場合、舗装工事で水たまりが出来ておって、車が通ると、水しぶ

きを飛ばして、場合によっては歩行者に水をかけるだとかですね、そういうことが散見されます。そういった点で、特に舗装工事しかものは言えませんが、そういった検査については、雨の日の状況も勘案して、きちっとした検査をやっていただきたいと、いうふうに思います。それはやっぱり、ランクや、次の発注に反映していくことが必要ではないかと思いますが、もう一度、町長の答弁を頼みます。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、お答えさせていただきます。舗装工事に関してですね、雨が降ったすぐの次にですね、プライマーをかけて、コンクリートアスファルトですね、それを整備するというのは、指導の中ではそういう工事はしてはいけませんということは伝えて、乾燥した後にですね、やはりアスファルトをかけるというのが常識でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、次の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 各種教室の充実等についてお尋ねします。いきいきサロン、旧高齢者大学、それから人権教室、隣保館教室を3つ、私は、当初2つかと、ちょっと理解しておったんですけども、3つの教室があるということでもありますけども、この違いというのをちょっと教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、答弁に関しましてはそれぞれの関係課を代表いたしまして、人権推進課長よりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、福高課長。

○人権推進課長（福高 教晃君） はい、人権推進課福高です。よろしくお願いいたします。それでは高津議員の質問にお答えします。まず、いきいきサロン、人権教室、隣保館教室の位置づけ、目的について、また違いについてという御質問ですが、まず初めに、いきいきサロンにつきましては、社会教育法の規定に基づきまして、文化的教養を身につける機会を与えることを目的としております。次に、人権教室につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の規定に基づきまして、人権意識を高めることを目的としております。最後に隣保館教室につきましては、社会教育法の根拠法としまして、国が定める隣保館設置運営要綱に基づき、教育、文化活動を通じて住民の意識を高め、同和問題を初めとする全ての人権課題の解決に向けた地域住民の交流の場であり、学ぶ場として開設及び運営することを目的としております。続けて違いにいてもよろしいですか。違いにつきましては対象年齢の違いがございます。人権教室隣保館教室については、年齢制限がございません。子どもから大人まで、どなたでも受講出来ますが、いきいき

サロンについては50歳以上の方が対象となっております。次に運営費及び開催場所についてでございますが、隣保館教室は、隣保館運営費補助金、国県4分の3の事業で行っており、国県が認めたものが、隣保館教室として開設されており、基本隣保館を利用して、教室を開設することとなっております。次に人権教室といきいきサロンについては、事業費は単費でございますが、人権教室は、地区公民館、いきいきサロンにつきましては、方城分館や金田分館、中央公民館などで開催されているというところでございます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。そしたらそれぞれ3つの教室といいますか、分類の中で、教室の数は、それぞれ幾つの講座というか、教室があつて、受講者の総数、それぞれ、幾ら、何人おられるのかちょっと教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい。人権推進課長、福高さん。

○人権推進課長（福高 教晃君） 教室の数及び受講生の数につきましては、いきいきサロンは9教室104名、人権教室は19教室196名、隣保館教室は36教室で351名となっております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） いきいきサロンっていうのは、旧高齢者大学でありますけども、5月開校して、2月閉校ということで、前はたしか5月開校の10月頭閉校ということで、非常に期間が短かったんですけども、まして、7月とか8月だったとか、夏休みもあつたりして、実質期間は、非常に短い感じておりましたけども、今年度からは、少し期間が長くなったということですけども、講座数が非常に減少しております。片や人権教室というのは年間通して行われると。ということで、むしろ、いきいきサロンと人権教室を整理統合し、長期に渡つての教室ということでの開校が出来ないものかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 教育長のほうよりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） このことにつきましては生涯学習課のですね、澤井課長のほうに答弁させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、ただいまの御質問ですが、まず、講座数の減少ですが、令和4年度も9教室、今年度も9教室ということで、講座数の変更はございません。また整理統合ということでございましたが、先ほど福高課長のほうからも申し上げましたとおり、目的や根拠法令が違いますので、これを整理統合するというのは難しいというふうに考えております。以

上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい、整理統合は難しいと困難だということではありますが、期間が長くなったということ等で、理解しますけれども、ぜひ、講座数についてもですね、片や人権教室は１９あるということでもありますし、高齢者大学についても、講座数をもう少し、検討していただきたいというふうに私は思う。隣保館教室については、国、県から４分の３の助成が出ているということで、これはもう統合するのは難しいというのは理解しました。超高齢化社会、人生１００年時代と言われております。健康保持、そして介護予防のためにも、隣保館教室を充実し、ＰＲにも努めていただきたいと思います。ぜひ、この１０月からだったかな、全戸配布になった１１月か、広報紙においても、こういったいきいきサロン、人権教室、隣保館教室というのを、ぜひＰＲしてですね、町民全体に知らしめていただきたいと思いますと思いますがどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、福高課長。

○人権推進課長（福高 教晃君） はい。隣保館教室の充実、また、ＰＲにつきましては、教室の実施に当たっては、受講者が一部に偏らないための工夫や配慮が必要であると思います。子ども高齢者など、住民のニーズ把握や、教育関係者等々の話し合いを行ってですね、充実を図っていきいたいと思っております。またＰＲにつきましては、隣保館教室のＰＲをホームページや広報紙、また隣保館だよりなどを活用して、多くの方に参加していただくよう周知を図っていききたいと思いますし、また人権教室、隣保館教室とも、随時見学は可能となっております。興味がある教室があれば担当課のほうに問合せいただければと思っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ぜひＰＲに努めて、町民全員が何らかの教室に希望する方全員がですね、入れるようになればいいかなと思っております。５番目の質問でありますけれども、田川市制施行８０周年記念の人権週間講演会、１２月１０日だったかな、田川の青少年文化センターでありましたけれども、スマホ時代の子どもたちに大人ができること、地域、家庭でのルールづくりと、子どもが安心できる声かけというテーマでＮＰＯ法人奈良・地域の学び推進機構理事、京都府警ネット安心アドバイザーの石川千明さんという方が、講演なさいました。その中の提言でですね、学校の図書室に「こども六法」山本聡一郎さんという方が書いた本だそうですが、「こども六法」を備えておくよう、アドバイスがありました。子どもが困ったときに、「こども六法」なるものを見開いて、自分なりに解決、できればということだと思いますけれども、福智町として、この「こども六法」というのは、各教室、各学校にあるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、「こども六法」という子どもが見るですね、の学びの法律ということでございます。「こども六法」につきましてはですね山崎聡一郎さん著でですね、2019年のですね、8月に出版されております。一応福智町としましても4小学校2中学校、全ての学校にですね、2020年1月31日でですね、図書館のほうに所蔵されております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 既に全ての学校に配備しておるということで、安心しました。この、田川市の講演会については、非常に丁寧なレジメがあります。ぜひご覧いただいて、福智町で、何か事あるというふうに、また、参考にされればいいんじゃないかと思います。最後の質問に移ります。文化祭行事の総括について質問します。令和5年度文化祭、今日は方城分館、あるいは方城体育館、地域交流センターで、11月3日から5日まで3日間に集約して開催されました。特に、沖縄中城村から、2つの芸能団体が福智町にみえられ、地域交流センターで、芸能といいますか、披露されました。しばらくたってから、西日本新聞に報道されたのを記憶しておりますけれども、この交流事業というのは、私は、一発っていうか、その場限りじゃなくて、続けていくべきだと考えますけれども、来年はどうするつもりなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、この文化祭につきましてはですね、文化連盟という組織がございます。今の現状を少し説明させていただきます。12月8日現在でございますが、5つのですね部門がありまして、62団体の加盟数がおられます。また加盟数、加盟人数につきましてはですね、988名といった人数が加入してくださってます。またそういった中で役員会という組織がございます。今現在会長含んで13名の方がおられますが、その都度ですね、今年の催し、また、来期についてもですねいろいろと話し合い、また、次年度についてのですね、計画を立ててくださっております。またそういった形で一応今年度につきましても、総括は出来ておりますが、今後、今からまた文化連盟がですね、検討していつてくれるものだというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 62団体、988名の、メンバーがおられるということで、まあまあかなと思いますけれども、今まで、あるいはコロナ前までは、数週間、11月、ほぼひと月にわたって、行事を行っていったと思いますけれども、1か所で、短期間、3日間での実施のほうは私は良いと思いますけれども、福智町の文化連盟は、どういう総括だったのか、あるいはまだ総括終わってないのかどうなのか。お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、今年からですね文化祭の在り方を少し変えております。といいますのも、今後は、施設の統廃合が出されていきます。またそういったときにですね、集中方式

というような形で、今年はデモンストレーションとしてですね、開催させていただいたところでございます。また、その総括についてもですね、文化連盟が、総括していただきますが、おおむね良好だったというふうに聞いております。

○議長（皆川 高司君） はい。高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ちなみに、来年２０２４年は、１１月２日から４日までが３日間、土日を挟んでの、３連休になるんじゃないかと思います。２０２５年は１１月１日から３日まで、３連休になると思います。そういった点でですね、やっぱり、集中してやったほうがいいというふうに私も思いますし、ぜひ文化連盟も、そういう総括をしていただきたいなと思います。出店については、食事関係のみ６店舗に限定されておったように思いますけども、コロナ禍前、にやっておったようにバザーだとか、農産物等の出店があると、来場者が増加すると思いますけども、来年はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、次年度のですね、計画も、先ほど言われましたように、文化連盟が企画していただくと。それと、今年のですね総括も、やっていただいております。またそのことに、ついてもですね、今から検討していってもらえるものというふうに事務局として、お願いしたいところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 文化祭は、町民が交流し、発表の場であると私は考えております。特に、中学校の吹奏楽ブラスバンド部で、金田と方城中学校の合同演奏になっておったということで、非常に憂いております。以前はコロナ禍前ですけども、それぞれ別個にブラスバンドというのがあって、かなりな人数がおったように記憶しておりますけども、合同演奏でないと出来なかったと、残念だったと思います。中学校のクラブ活動の充実を行うべきではないかと思っておりますけども、教育長の見解を求めます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、中学校のですねクラブ活動の状況はですね福智町はかなり盛んにやっております。６割近くがですね、加入しているという状況でございます。また吹奏楽についてですね少し触れられましたので、説明させていただきます。中学校義務教育学校については、吹奏楽はですね現在、赤池中学だけがありません。金田義務教育学校とにはですね１５名の吹奏楽の加入者がおられます。それから方城中学校６名の在籍人数というような形になっております。方城中学校のですね吹奏楽の活動についてはですね、ああいった大きなステージになるためにはですね、やっぱりその６名では少し足りませんので、今回の文化祭につきましては、合同演奏というような形にさせていただきました。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい、中学校の入学式あるいは卒業式ですね、ブラスバンドが、以前は、演奏して、入退室のときに演奏しておったんですけども、最近は全くないというんで、部員の数が減ったんだなあというのを理解しておりましたから、ぜひですね、同僚議員が、全国学力テストのことを言いましたけども、よく学びよく遊べもありますし、部活もやはり勉強と一緒にですね、一生懸命やることも私は中学校時代必要ではないかと思います。ぜひ、部活を推奨していただきたいというふうに思います。来年の６月、３月はあれですから、６月議会で、クラブ活動状況について、またお尋ねしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、朝部壽議員の一般質問を許可します。はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） 皆さんお疲れさまです。９番、朝部でございます。今回は、２点にわたり質問させていただきます。前任者において、空き家対策や、公共工事についてですね、質問があったかと思いますが、重複する面もあるかと思いますが、よろしく願いいたします。まず、福智町空き家対策についてお伺いしたいと思います。近年、空き家対策については、高齢化社会に伴い、全国的にも、独居老人、つまり、独り住まいの方や、身寄りのない、また連絡の取れない方が、福智町においても年々増えているのではないかと考えておりますが、その点について、対策や対応について、次のようにお伺いいたします。まず、空き家になっていてもわからない場合の家屋もあるかもしれませんが、現在、福智町において、どのぐらいの件数になっているのか、旧三町でお示してください。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 朝部議員の質問にお答えさせていただきます。令和４年度に実施した空き家等実態調査の結果、推定空き家については、赤池地区２３９件、金田地区１２０件、方城地区８７件、全体で４４６件となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） はい、詳しく教えていただきました。年々コロナ禍にになって３、４年はですね、色んな調査もできんやっとなと考えているんですけど、コロナに入る前からですね、今言われた、数字というのは増えているのか、並行なのか、減っているっちゃうことはまず考えられませんけどですね、多分増えているんだろうと思いますけど、どのぐらいのパーセントでいうたらどのぐらいの件数がふえているのか、できれば教えていただけますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。パーセンテージの分については担当課のほうより、報告させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、管財課、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災管理・管財課の山本です。継続の空き家につきましては190件ございます。これについては平成28年度から令和4年度にかけての、平成28年度時点の件数、それに、令和4年度に新規となる空き家の件数、これが、ごめんなさい、空き家を解消した件数、128件、これを相殺した継続件数が190件、それに新規の256件が、この間に増えております。結果的に446件の空き家という形で、かなりの増加率となっております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 詳しく教えていただきました。ありがとうございます。その中でですね、最後になりますけど、当地区、方城第38区に3件ほど空き家があるんですけど、その中で、全てこの空き家対策について、今言われた数字でですね、空き家バンクに登録されている、世帯といいますか、どのくらいあるんでしょうか、教えていただけますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私の手元の資料におきましては平成28年4月1日より運用を開始しておりまして、登録件数は142件、になっております。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり課長、木村さん。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） すいません。質問を少し、もう一度お聞きしたいんですけど、朝部議員がおられる地区だけの件数を今お聞きされたのでしょうか、全体でよろしいのでしょうか。では町長の回答のとおりかと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。それでは次行きますが、その中で、現在身寄りがなく、連絡等の取れない世帯は、全体で何件あるんでしょうか。教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 身寄りがなく連絡のとれない世帯数については、申し訳ございませんが今把握は出来ておりません。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。それがやっぱ一番行政としてですね、駄目なところなんだろうかなあと私は思う。なぜかという、やはり今もう高齢化社会でですね、いろんなところで、件数を伺っただけでも、すごい増えてますよね。コロナ禍の3年余りで、446件も今なってるんだということなんで、本当にやっぱこれ、何か対策を考えて今後いかないと、どんどんどんどん増えてですね、非常な事態が起きてくるかなあと、私は思うんですけど、その中でやはり先ほど言った、ひとり住まいで、何かが起きた場合に、連絡がとれない。こういうことがもう現在も起

きてると思うんです。そこでですね、私は常々言ってますが、先手先手というわけじゃないんですけど、各行政区には、区長さんや、組長さんがおる、この方々は、地元地区ですから、いろんなこの空き家に対してもですね、分かるわけなんですよ。そういう、区長さんや組長さんと、行政は町長ね、連携をとる。これをしながら、いけばですね、いろんな形でですね、解消ができるんだろうと私は思うんですけどね。いかがですかね。今後についての対応策として、どのようなことを考えておられますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 身寄りがなく連絡もとれない件数を把握するというのは大事なことでございますけども、やはり、事細かく、これを把握できているかって言ったら出来てませんということなんですけども、やはり区長等にも、情報とか、そういう部分についても、当然、町としてはやっていかないといけないし、候補する形でいいますと、固定資産税の通知等においてですね、福智町の空き家バンク制度、福岡県空き家活用サポートセンター、イエカツ、というのがございます。そのチラシを同封するなどし、空き家改修に向けて、より多くの情報が提供いただけるようにしていくのが私どもの仕事だと思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今後ですね、やはり、今私が言ったように、行政区と連携をとりながらですね、いろんな形があるんですよ、自分ともですね、空き家で、もう草がぼうぼうね、もう近隣地域にはもう迷惑がかかることね。そして、担当課に私は何度も電話入れて、早くしてくれと、これ毎年のことなんです。それで早く事前にですね、もう空き家ということがわかってるわけやから、事前に対処してほしいなっちゅうのはもう、自分とこの地区のですね、もう近隣の住民からもくどくど言われてきてるんで、それでですね、まあ来年はまた春からまたいろんな草がどんどん生えてきますしね。樹木も年々大きくはなってきたるわけですけど、その対処をですね、町長初めとする担当課、来年はですね、しっかりしていただけたらありがたいかなと思いますんで、よろしくお願いいたします。議長続いていきます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 5番目、空き家バンク制度の中で、何度か担当に聞いてみましたが、全て、売却の物件ばかりでですね、いろんな人から相談を受けるんですけど、なかなかその売却物件というのは、金額はやっぱありますので、なかなかすぐ解体という話にはならないんですけど、賃貸の家屋があればですね、すぐでも借りたいという話が何度かありましたけど、現在も、物件、売却の物件ばかりで、賃貸の家屋は今でもないんでしょうか。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より御説明申し上げます。

○議長（皆川 高司君） まちづくり総合政策課、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 今、朝部議員が言われたとおり、やはり賃貸は余りなく、変わりがございません。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今でも変わらないということなんですが、出来たら物件は、いろいろ、先ほど聞いたように、142件やったですかね、その中で、売れないまま放置もされている家屋はかなりあるんじゃないかなと思うんですよね。そこには地権者といろいろ相談しながら、空き家にしておくよりですよ。より賃貸でもいいから、住んでいただければ、いろんなことも解消ができることもあるんじゃないかなと思うんですよね。そういう面は、担当課として、協議をしながらですね、そういう物件、借りたい人も、多々おるわけですから、その辺をまた相談しながらですね、報告していただければありがたいかなというふうに思います。続いて、6番目行きます。今年度において、赤池地区で、白昼堂々とですね、強盗事件があったようです。行政の担当課は承知されているのかどうかわかりませんが、担当課はどなたになりますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私どもは、聞き入れてる情報は、強盗事件ではございませんで、田川署管内の窃盗事件や、空き巣侵入事件が発生しているということは、田川警察署のほうから聞いております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） そうなんですか。強盗があつて、近くの人が、行政や田川署に連絡して、担当課は、行ってはないんですか、来たっちゃう話聞いたんですけど、田川署も来ていろいろ騒動になったと伺いましたけど。違いますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課のほうにお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災の担当してます山本ですが、私のほうには、先ほど町長、答弁させていただいた内容と同じで、強盗事件というのはちょっと聞いておりません。窃盗、また空き巣と、そういった事案は、管内で発生しているということは、お伺いしております。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） いや、私は行っておりません。事後でお伺いさせていただいております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 事後で連絡がきたということですか。そうですか。その中で、窃

盗、それから空き巣、強盗という言い方はちょっと私のほうがおかしかったのかなと思いますけど、そういう事件があったということは間違いなくあると思います。そしてこの空き家対策にですね、近隣の方々から、話を聞くと、一応火災が1番怖いんだというようなことで、いろんな地区でですね、この空き家に対してその火災などはですね、かなり頻繁に起きてる地域もあるんですけど、そのような場合に、行政として、今後ですね、この空き家対策、いろんな形で、町民のほうからも苦情が来たり、私はしてると思うんですけど、今後の対策ですか、これを町長にお伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 朝部議員がおっしゃるとおり地域に空き家がふえると不法侵入や窃盗、一番怖いのは、火災等の事件でございます。防犯、防災、生活安全という観点からもですね、さらに、空き家の適正管理というふうに努めて、町からの改善通知や指導助言を行って、積極的に行うというのが行政の仕事じゃないかというふうに判断いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい。町長はじめとしてですね、今後この空き家対策もいろんな、今言ったように、問題等もありますので、行政一丸となってですね、対策をよろしくお願いしたいと思います。続いて、議長いいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、続いてこの件についても、先ほど、高津議員のほうから質疑がありましたけど、私のほうからも、重複する場面もあろうかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。この制度については、町長の考え方や、副町長及び各担当課の公共工事の割り振りはあろうかと思っておりますが、町長就任以来、いろんな方々からですね、意見をちょうだいしているところでございます。次についてお伺いいたしますが、まず、福智町内において、AからDランクまであろうかと思いますが、どのぐらいおられるのか、ランクごとにお示ください。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきますけども、入札参加者資格審査に係るランクの情報については、全て非公表とさせていただいておりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 今ちょっと聞き取れんやっただんですけど、どういう意味でランクは公表出来ないんですか、そんなことはおかしいでしょう、今情報公開、いろんなところで問題になってるやないですか。町長、駄目ですよ、これは公表してください、公表。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ情報公開の中にもありますけども、その入札参加資格者に、審査に係るランク情報というのは、その制度の中で、全て非公表とさせていただいておりますので、御立腹もありましょうが、御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） そういうことを、何だろうか。私はそういう、町長が言われた非公表、それは、今の、全国的にいろんな問題を受けてますよ。こういう指名関係のですね、非公表とかいうのは、誰が決めたんですか。町長自身がこれ非公表として決めてるんですか。それとも、行政でこれ条例で決めた経緯はあったんですか。いかがですか。

○議長（皆川 高司君） 町長、これなんかで決まっちゃったら決まったこと言わな。条例とかいろんなあれで決まっちゃったら決まっちゃうと言うてください。はい。公表できんとなら何で公表出来んかっちゃうのも言うてください。

○町長（黒土 孝司君） 担当課より詳しく説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） このランク情報の公表につきましては以前から、公表をしてないという流れの中で現在に至っているという状況で、どこかに基準を設けて、そういったことはないというふうに認識しております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員、あの以前からちゅうことでは納得出来んでしょ。（「できんできん、いつそんな条例決めたなら」と呼ぶ者あり）はいはいじゃ、何か言うてください。

○議員（９番 朝部 壽君） そういう条例はいつ決めたんですか。もうずっと前からこれは、公表してたんですから。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 当初から非公表です。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。この次考えちよって。はい、ほんじゃ、（「大事なことなんやき」と呼ぶ者あり）ずっと前から公表出来んということで、言いようですが、はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） あのですねそんなことあり得んですよ、私は今、公共工事はしてませんけど、そういうことが、なかった、ちゃんと公表してた。だから、それ、もししてないとかいうのはおかしいんですよ。いつからしてないでどういう形で、そういう形になったのかは、その説明してもらわんと、次行かれませんよ。

○議長（皆川 高司君） 次いかれんち次いってもらえんと、もう５回目か、６回目ばい。

○議員（９番 朝部 壽君） きちっとした答弁してもらわんと、議長。

○議長（皆川 高司君） はいはい、山本課長、きちんとしたあれないんかね。そのなんかで要綱で決まっとなとか何で決まっちゃうとかいうのは。はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） ランクの公表につきましては該当する業者さんにつきましては、それぞれの工種に対して、ランクのほうの通知を年に1回、毎年ランクのやりかえをやっていますのでそのタイミングで通知をしておりますが、各工種別の業者のランクの一覧につきましては、以前からですね、そこは全体的な、窓口また、ホームページ等での公表というのはしていなかった経緯で続いております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。それより次いってください、もう7回目になるけん。

○議員（9番 朝部 壽君） いやあ、ちょっと困ったな。それでは、議長から指摘受けたんで、もうこの辺にしておきますが、2番目いきますけど、公共工事の入札制度について、現在、私選考委員会と書いてあるんですけど、これは指名委員会だろうというふうに思うんですけど、このメンバーは、以前は6名、やってたと思うんですよ。その中の代表は、当時は副町長やったと思いますけど、それに変わりがないんですか。それとも、変わっていたんなら、担当課が副長除けば、5課と思うんですけど、変わりがなければ、ちょっと教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 選定委員のほうにつきましては委員長1名を含めて6名、変わりはございません。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それでは、私が先ほど申しましたけど、副長が頭とすると、ならば総務課、それから建設課、住宅課、学校教育、それからまちづくり、これに間違いはないですか。間違いあるところはちょっと訂正お願いしたいんですけど。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 選定委員の担当課のほうについては、個人名、もしくは課の名前は非公表とさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員それはもう公表できんごとなっちゃう。

○議員（9番 朝部 壽君） なってるか私は存じ上げませんが、その中で高津議員のときに、一応、これも伺ったのかなと思うんですけど、指名委員会で決定したものをですね、最終的には、町長も目を通されると思うんですけど、町長が決定されるのか、または、指名委員会に任されているのか、どちらかでしょうけど、それを教えちゃいかんのですか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 指名委員会の中で決まった業者について最終的に、私のほうが入札参加者を決定しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それでは、その中でなら、指名委員会で決めたものを、町長が外

したり、入替えをしているっちゅう話をちょっと伺ったんですけど、それ間違いないですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 最終的に私が入札参加者を決定しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それでは次行きます。この入札制度については、平等、公正公平にあるべきではないかと、私のほうにですね、いろんな町民からいろんな意見をお伺いしてますが、町長として、なお、副町長として、今言われたことなんですけど、いかがお考えなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおり、入札制度は平等公平公正であるべきものと、いうふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 副町長はいいと。

○議員（9番 朝部 壽君） できればお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、副町長。

○副町長（竹下 靖君） 私も、町長の言う通り、公正公平平等であるべきものと考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 間違いなくそういう考えを今後も持っていただきたいんですけど、黒土町長が就任されて4年と、1期4年と、もう今8か月が経過しておりますが、今、公平とか公正とか言われたですけどね。今福智町の業者、100ちょっとやったと思うんですよ。それが、半数以上が、この4年8か月の間に1度の指名に入らない。これですね、もう本当前から私は思ってるんですけど、こういうことが平等公平公正にはならんね。ねえ町長。これ、何とかしていかんとですね、もう苦情がぼんぼんぼんぼん出回ってるんですよ。そいけん、もうちょっとですね、平等公平公正に、本当今、町長と副町長が答弁されたように、これ、現実にやってほしい。現実に言うだけじゃ駄目ですよ。それだけ、町民は、黒土町長に期待をしてるところもあるわけですから、もうちょっとですね、やはり平等公平公正にさせていただくのがいいんじゃないかなろうかと。私にはいっぱいそういうのはもうくどくどきてるんですね、何とかその辺はね。やっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおりでございましてその中で改善できるところは改善していきたいというふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） 期待しておきますが、よろしくお願ひしたいと思います。５番行きます。４年半以上、ネット配信がようやくですね、今年度、１０月１日より、ネット配信によりですね、多くの町民の方々が、先ほどから言うように、入札結果や、いろんな工事について、見れるようになった、この点についてはですね、皆さん評価をいってると。しかし、先ほどから言うように、不公平さを感じるとの意見も多く寄せられているところで、その点については、先ほどから何度かお伺ひしてますので、答弁は要りませんが、もうやっぱり町長はじめとしてね、いろんな、工事発注する担当課や、あると思いますけど、ぜひですね、町民の願ひや思いにですね、叶えてやってほしいなあというのが私の見解です。よろしくお願ひいたします。続いて６番目行きます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（９番 朝部 壽君） この件については、過去から考えると、首長が代わるたびに、公共工事においては、不合理さを感じているところです。よって、今後さらなる福智町の発展を考えるならば、やはりいろんな面で、公明正大に町政運営をしてほしいと願うばかりです。私だけではないんです。多くの町民の方々はそういうふうに願っているわけです。こうして、相対するわけなんですけどね、行政側と我々は議会側やけど、２元代表制ということもあって、いろんな町民の意見を聞きながら、こうして、唯一定例会で一般質問ができるわけですから、その点についてもですね、今後、よろしくお願ひしたいと思います。その中で、業者さんもですね、少なからず、企業努力ということは、各業者においてしているんじゃないかと、経営審査も受けなければ、指名委員会に入れませんか、やっぱりいろんな面でですね、金銭的にも、私もしてたからですね、よく分かるんです。だからですね、そういう面で、仕事についてはですね、いろんな方々に、多少でもいいんですから、行き渡るようにですね、町長、お取り計らいをお願ひしたいと思います。今後の前向きなですね、見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 朝部議員をはじめですね、様々な意見を聞きながら実施していきたいと思います。改善をやっていききたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） ありがとうございます。その中でですね、先ほど言ったんですけど、１期４年、それから８か月が経過した中で、今回の町長選挙において、黒土町長は、目的を達成したんだろうと私は思うんですけど、選挙が終わればですね、もう相手、敵とか、いうことがないようにですね、あなた、ある町民に敵だからとか言っていたようなことを伺ったことがあるんだけど。そういうことがないようにですね、何度も言いますが、平等公平公正で、もうノーサイドですよ、ノーサイドで、行政運営もですね。お願ひしたいと思いますが、最後に、見解

をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 朝部議員の意見は慎重に、朝部議員の意見として、私のほうで消化させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 最後になりますけど、先ほど高津議員の話も少しあったかなあと
思うんですけど、合併して、初代町長。浦田町長やったですね。その折にですね、私も業者し
てました。そのときに、（「議事進行」と呼ぶ者あり）やってるやないすか。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員、議事進行の発言が出ておりますき、進行をお願いします。

○議員（9番 朝部 壽君） 最後ですから、もうちょっと待ってください。それで一般競争、
先ほどちょっと触れたと思うんですけど、指名競争もいいかもしれんですけど、一般競争である
ならばですね、これ平等公平公正に、私はできると。それと、（「議長、議事進行」と呼ぶ者あ
り）皆さんが参加できましたら、そういうふうにして。

○議長（皆川 高司君） 議事進行の発言が出ておりますき、進行してください。進行せんやっ
たら、もう止めます。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、わかりました。いろんな面でありますけどね、今年も最後
となりましたけど、来年もいい年でありますように、皆さんとともに、新年を迎えたいと思いま
す。これで一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（皆川 高司君） 座ってください。

_____ . _____ . _____

○議長（皆川 高司君） 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。皆様にお
諮りします。明日12日に予定していた一般質問も全て終了しました。明日予定していた一般質
問の議事日程を繰上げ最終本会議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、明日は一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議とする
ことに決定しました。明日、午前9時より開催いたしますので、御参集ください。会議を閉じま
す。本日はこれにて散会いたします。

午後2時20分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

議事日程 (第3号)

令和5年12月12日 午前8時58分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 日程第3 議案第59号 一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第63号 福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第64号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて
- 日程第9 議案第65号 令和5年度福智町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第10 議案第66号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第11 議案第67号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) につい
て
- 日程第12 議案第68号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算 (第
3号) について
- 日程第13 議案第69号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第70号 福智町固定資産評価員の選任について
- 日程第15 議案第71号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 各常任委員会委員長報告

- ・総務文教常任委員会
- ・厚生常任委員会
- ・産業建設常任委員会

日程第3 議案第59号 一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例の制定について

日程第5 議案第61号 福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第62号 福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第63号 福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第64号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて

日程第9 議案第65号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第5号）について

日程第10 議案第66号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第11 議案第67号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につい
て

日程第12 議案第68号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第
3号）について

日程第13 議案第69号 工事請負変更契約の締結について

日程第14 議案第70号 福智町固定資産評価員の選任について

日程第15 議案第71号 工事請負変更契約の締結について

出席議員（18名）

1 番	浦田 大介君	2 番	森野 和彦君
3 番	田寄みゆり君	4 番	石谷 光信君
5 番	橋本 騰馬君	6 番	尾崎さつき君
7 番	小松 繁信君	8 番	木戸 勝正君
9 番	朝部 壽君	10 番	楠木 静則君
11 番	堀江 政洋君	12 番	沼口 富生君
13 番	高津 鶴己君	14 番	木村 幸治君
15 番	日比生洋一君	16 番	矢野 博文君

18番 皆川 高司君

欠席議員（1名）

17番 原田 幸美君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	防災管理・管財課長	山本 一博

午前8時58分開議

○議長（皆川 高司君） 皆さんおはようございます。開会前ですが、議場内の電子採決システムの採決結果表示について御説明いたします。今までの採決結果の表示については、賛成、反対の数だけの表示でしたが、本日から議員一覧表示に変更になったため、各議員の名前と、誰が賛成か反対かの結果が分かるようになりました。賛成の方は青、反対の方は赤、ボタンを押していない方については、灰色で表示されますので、お知らせしておきます。それでは、ただいまより令和5年第4回定例会本会議第3日の会議を開きます。欠席者の報告をいたします。原田議員から欠席届が提出されていますので、報告いたします。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 皆様、おはようございます。本会議初日で上程し、議案第59号から議案第71号までのうち、議案第70号を除く12議案につきましては、各常任委員会で慎重審議

をいただきました。また、議案第70号につきましては、本日採決をいただくということで、最終日を迎えることが出来ました。上程いたしました議案等につきまして、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、13番、高津議員、14番、木村議員を指名します。

日程第2. 各常任委員会報告並びに特別委員会報告

○議長（皆川 高司君） 日程第2、各常任委員会報告を議題とします。まずは、総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい。橋本委員長。

○総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。御手元に配付しています報告書の1ページから4ページです。12月4日に、議会委員会室にて総務文教常任委員会を開催しました。本定例会で当委員会に付託された案件は議案8件です。慎重に審議した結果全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については報告書に記載しておりますので、御参照願います。以上で総務文教常任、委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次に、厚生常任委員会報告を矢野委員長。はい、矢野委員長。

○厚生常任委員長（矢野 博文君） 皆様おはようございます。厚生常任委員会報告します。御手元に配付しております報告書の5ページから8ページです。12月5日、議会委員会室で、厚生常任委員会を開催しました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案3件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので、御参照をお願いします。以上で厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 産業建設常任委員会報告を。日比生委員長。はい日比生委員長どうぞ。

○産業建設常任委員長（日比生 洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。御手元に配付されています報告書の9ページから10ページです。12月6日、議会委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。本定例会で当委員会に付託された案件は議案3件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定いたしました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照願います。以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ただいま行った報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑等はありませんか。質疑なしと認めます。以上で、各常任委員会報告を終わります。

**日程第 3. 議案第 5 9 号 一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 3、議案第 5 9 号、一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案は、表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第 4. 議案第 6 0 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 4、議案第 6 0 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい。討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、全員賛成。賛成多数。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第 5. 議案第 6 1 号 福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 5、議案第 6 1 号、福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） 議案第 6 1 号、福智町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。この条例は、コンビニなどでマイナンバーカードを利用して、取得出来た印鑑証明をスマートフォンでも取得できるようにするものです。町民の多くが今スマホを使う時代ですから、一部の人にとっては非常に便利になるということは否定出来ません。しかし、この条例改定がマイナンバーカード普及につながるためというものであれば簡単に賛成することは出来ません。町民が受入れやすいような条件を整えて、デジタル化は急がずゆっくり前に進めていただきたいと思いますので、今議会では反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数。委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 6 2 号 福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 6、議案第 6 2 号福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。はい。田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） はい、議案第 6 2 号福智町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、反対をいたします。この条例の改正は、スマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載して、そのカード搭載のスマホの手数料を改正する安くするというものです。マイナンバーカードを使えば手数料が安くなるというのは、得をすると思う人がいるかもしれませんが、カードのあるなしで町民の中に不公平をつくり、カード作成に誘導することになるのではな

いでしょうか。手数料は、どの町民に対しても平等であるべきと思いますので、この議案に反対をいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数、よって本案は委員長のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 6 3 号 福智町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 7、議案第 6 3 号、福智町国民健康保険健康保健税条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成ですよって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 6 4 号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 6 4 号、督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって、本案は、各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 6 5 号 令和 5 年度福智町一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 9、議案第 6 5 号、令和 5 年度福智町一般会計補正予算第 5 号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） はい、議案第 6 5 号、福智町一般会計補正予算第 5 号について、反対の立場で討論いたします。今回の補正予算案で、住民税非課税世帯への方への物価高騰に対する支援給付金や、保育所への運営費の補助、農家の方への支援金が予算化されていることは、苦しい思いをされている町民の方への応援であり、町としての取組が評価されるものと思います。しかし、いつも訴えていることですが、何の恩恵も受けられない方に対する支援がありません。非課税世帯でもなく、子育て世帯でもない、所得税減税などの恩恵にも及ばない人が、全国的には約 1 0 0 0 万人いると報道されています。福智町にもそういった方はおられるはずです。私には何も町はしてくれないという声を聞きます。ぜひ、支援の狭間におられる方への援助を検討していただきたいと思います。また、繰越し明許費に社会保障税番号制度システム整備事業費が出ております。9 4 8 万 8 0 0 0 円が計上されています。これはマイナンバーカードの利用時に、名前の読みがわからなかったために、大変な混乱が起こったこと、これ皆さんも記憶に新しいと思うんですけれども、そのことに対して、戸籍に現在つけられていない名前のふりがなをつけるための予算ということでした。この整備事業分ですが、マイナンバーカード計画そのものが保健所の廃止なども含めて、余りに稚拙に進められており、国民のためではなく、デジタル化を推進する政府や財界の意向で動いていることに大きな危惧を持っております。町は町民の安心を守る立場に立つべきであると考えます。以上のことから、この補正予算には反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 66 号 令和 5 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 10、議案第 66 号、令和 5 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 67 号 令和 5 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 11、議案第 67 号、令和 5 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決する

ことについて、賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第 12. 議案第 68 号 令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算
(第 3 号) について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 12、議案第 68 号令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 3 号について議題とします。これより討論を行います本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） はい、押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 69 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（皆川 高司君） 日程第 13、議案第 69 号工事請負契約変更の変更契約の締結について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第70号 福智町固定資産評価員の選任について

○議長（皆川 高司君） 日程第14、議案第70号福智町固定資産評価委員の選任について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決をします。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です、よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第71号 工事請負変更契約の締結について

○議長（皆川 高司君） 日程第15、議案第71号工事請負変更契約の締結について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを、押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です、よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全て終了し、今定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、これをもちまして、令和5年、第4回福智町議会定例会を、閉会します。

午前9時27分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員